

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡

北方領土問題の司法的解決を求めて巡歴 (1)

金子 利喜男

目 次

はしがき

I 日ロ民間共同声明について	(210)
友好と互恵の精神に立脚し妥結すべき	(212)
交渉に成果がないときは国際裁判の併用を	(214)
国際司法裁判所への日ロ両国の質問	(215)
報道機関への要望	(217)
賛同者	(218)
II やむにやまれず立ち上がる	(221)
1. ナショナリズムと独善	(221)
2. 司法的解決の提言	(222)
3. 紆余曲折する軌跡	(225)
4. 橋本首相の3原則	(227)
III 国際法治社会を求めて巡歴	(229)
1. ウラジオストク	(229)
2. ハバロフスク	(235)
3. モスクワ	(241)
4. 札幌	(273)
5. 根室	(274)

- IV 無関心、回避、傍観、ためらい、決断 (279)
1. ロシアの学者たちのためらい (279)
 2. 苫小牧市での講演 (282)
 3. ソルジェニツィン氏が4島返還論 (284)

〔以上は、今回の(1)だけの目次〕

は し が き

わたしが君に話すことは、誇張でもなく、なにも美化されていない。むしろ、よわめ控えめに物語ったとあえていいたいし、またありきたりのわたしたちの道徳的なことばで説明したので、話がおおざっぱになってしまった。

だが、この愛情、この真理、この情熱も、けっして詩的創作でない。それは生きており、それは、その最大の純粹性をもっており、わたしたちが無教養とみなし、粗野と名づける階級に存在しているのだ。

（ゲーテ、「若きヴェルテルの悩み」、1771年9月4日の日記から）

筆者は、領土問題が外交交渉で解決できないばあい、その法的側面の問題については、国連国際司法裁判所に解決をまかせつつも、同時並行的に外交交渉も行うべきであると提言してきた。

わが国、中国、韓国などの東アジア諸国、それにロシアは、こと国際紛争にかんするかぎり、政治・外交的解決を重視し、法的争点の解決を国際裁判にまかせることをこのまない。法的問題を政治・外交的に解決できるなら、それはそれでよい。問題は、法的問題を長年にわたって解決できず、また将来も解決の展望もみえないときにどうするか、ということである。このようなばあい、まさしく外交交渉と国際司法裁判所による同時並行的で、競合的な解決方法が、より公正、より確実、より早期の問題打開の突破口となることは、疑問の余地がない。あまりにも当然なこの論理は、それほど理解しがたいものでない。

政治家や外交官と異なり、日ロ両国民の大多数は、このような合理的な解決方法に賛成するであろう。わたしは、1997年の夏から翌年の秋にかけ、ロシアではウラジオストク、ハバロフスク、モスクワに旅行し、また日本では、いままで札幌、根室、苫小牧（とまこまい）、青森市、秋田県、東京などで、いろい

ろな人びとと話し、ときには講演しながら、アンケート調査をおこなった。他方、早稲田大学の多賀秀敏教授からは、受講生にたいするアンケート調査結果が送られてきた。秋田市、新潟市からも、アンケート結果が送られてきた。

その結果、おどろくべき数字があらわれた。外交交渉失敗のばあい、領土問題を国際司法裁判所へ付託すべきであると回答したものが、1999年11月3日現在、ロシア人は68%（104名中72名）、日本人は81%（353名中287名）である。

しかしながら、日口間の係争諸島の問題は、21世紀に棚上げされる可能性がある。アジア、とくに東北アジアは、国際法治社会というにはほど遠い。これは、ひとつには20世紀の国際システムの欠陥に根ざしているであろう。われわれは、新世紀に向けて、何か新しいものを創造しなければならない。

日口の民間人は、1998年の秋に**日口民間共同宣言**を發表し、外交交渉の失敗のばあい、問題を国際司法裁判所に付託するよう求めた。その後の状況は、また問題が棚上げされる可能性が高かったので、それでは民間法廷を設立して、領土問題の公正かつ早期の解決に寄与することはどうかとの提案が、札幌学院大学の松本祥志教授（国際法）から1999年1月31日にあり、私の周辺で同構想が練られた。

同年の春、筆者が、オランダのハーグで開催された国際平和会議場で、この民間法廷を説明したとき、少なからぬ参加者が、同法廷の判事または協力者になることに同意したが、ところが、ポスターが剥がれるなどの妨害の形跡がみられた。

われわれは、どうすべきかを札幌で再考した。民間法廷が明らかに日口間領土問題を狙い打ちしているため、ロシアと日本人の利害関係者は、将来も隠然と妨害することもあると判断し、その可能性を少なくするため、また、紛争当事者や法廷の成員の緊張度を和らげるため、結局、**普遍的な世界市民法廷**を設立することにした。実に、ダイナミックな動きである。

この法廷は、市民の法律相談に乗ったり、紛争当事国間の調停者になったり、当然、裁判中には、紛争国が和解するよう勧告したり、多面的な任務を有する

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

であろう。普遍的な世界市民法廷の設立にも、さまざまな国から判事候補や協力者、賛同者があらわれてきた。

わたしを勇気づけるのは、ゲーテのことばだけでなく、以上のような構想に賛成した親愛なる先覚者や庶民の声である。

この拙文を発表するにあたって、多くの人びとに感謝を申し上げたい。

まず第1に、ウラジオストクにある極東大学のミハイロフ博士には、その勇気のある行為について敬意を表明したい。博士は、司法的解決を要望する日ロ民間共同宣言にロシア側では最初に署名した。日本側では、とくに早稲田大学の多賀秀敏教授のご協力とご理解をえた。同宣言の署名者になる決意をした多賀教授、日本港湾経済学会の神代雅方（くましろ まさのり）氏、根室市の岩田宏一氏と柏原榮氏からの精神的支援がなければ、わたしの闘志は半減していたであろうとおもう。

事務的な面で、最初に感謝すべきは、モスクワ在住のエリザベータ・ヂワニードヴナ夫人と、それにハバロフスクのクタショフ・アレクサンドルさんである。彼らは、はじめて司法的解決について話しかけられたとき、けげんそうな表情をみせたが、アレクサンドルさんはすぐに理解し、ただちに協力してくれた。エリザベータ夫人は、わたしを彼女の「大きな子ども」として世話をし、またいろいろなロシアの有力者に引きあわせてくれた。

札幌大学生協の飯田さんと福田さんにも、たいへんお世話になった。わたしの研究室で、彼らの手伝いがなければ、わたしのコンピューターは、宝のもちぐされになっていたであろう。

札幌大学が、わたしのために研究調査費を補助していただいたことに感謝を申し上げるとともに、また学内と大学周辺の支援者が、日ロ関係の歴史的進展に肯定的な役割を演じていることを誇りにおもう。また旅の道中で、いろいろ手伝ってくれたロシア人や邦人、それに妻にも、お礼をのべたい。

1999年11月30日

I 日ロ民間共同声明について

筆者は、どこに日ロ民間共同宣言を具体的に紹介しようかと考えたが、結局、次頁以下に掲載することにした。これは、「日ロ」間の民間人の共同宣言であるにしても、その精神は普遍的なものである。

紛争が生じたさい、紛争当事者どうしで解決できなければ、武力に訴えるとか、それを長年にわたり放置するというのではなく、外交交渉以外の司法的解決をふくむ平和的解決方法をも併用すべきであると、われわれは力説しているのであるが、これが21世紀の重要原則のひとつとして、さらに強化されるべきは当然であり、それは、世界平和、地球号の安全な航路の基礎である。

それにしても、国際軍より強大な国家軍備が、いろいろな国に残存するかぎり、なかなか国際紛争は、なくならないのではないかとおもう読者がいるかもしれない。それは、そうである。それゆえにこそ、国際紛争の平和的解決の原則を強化し、諸国の権力や国家軍備が利己的、恣意的、自由勝手に行使されることのないようにしなければならないのである。**国際紛争の平和的解決は、諸国の国家軍備の縮小、国際軍の強化に関係がある。**

日ロ両国の外交が、なかなか実質的な成果をうまない段階で、日ロ両国の民間人が、双方の世論、係争諸島の関係者、利害関係の公正な取り扱い、21世紀の時代の要請などを考慮しながら、**日ロ平和条約締結に役立つ民間の合意文書を積み重ねる作業は重要である。**

この面で、日ロ両国の民間人が、さらに具体的な合意を形成する余地があるのは、①係争諸島の平和地帯化（非軍事化）にかんする日ロ民間共同宣言 ②係争諸島の関係住民（旧島民、現島民および先住民）の平和共栄にかんする日ロ民間共同宣言である。

なお、次頁以下の日ロ民間共同宣言は、小渕首相とエリツィン大統領だけでなく、報道機関および行政長官などにも送った。

読者が、次頁以下の日ロ民間共同宣言を読みながら、核心の問題に数歩でも接近し、霧のたちこめる不透明な21世紀の門出にあたり、雲間から一点の明星を天空にみいだしたとすれば、日ロ民間共同宣言の署名者にとっても、本懐をとげたことになろう。

日ロ民間共同宣言

1993年の東京宣言にもとづき

領土問題を解決する

日ロ平和条約の締結促進を

法的争点が残るなら

国連の国際司法裁判所の併用をも視野に

1998年10月6日に発表

1998年9月30日に完成

領土問題解決促進日ロ民間共同グループ

日本側

岩田 宏一（いわた こういち）

千島歯舞諸島居住者連盟理事

柏原 栄（かしわばら さかえ）

社会福祉法人根室隣保院総務課長

金子 利喜男（かねこ りきお）

札幌大学教授（法学修士、国際法）

〔日ロ関係論〕

神代 方雅（くましろ まさのり）

日本港湾経済学会常任理事

多賀 秀敏（たが ひでとし）

早稲田大学教授（法学修士、平和学）

〔国際関係論〕

ロシア側

ブリシェンコ・イーゴリ・パーヴロビチ

民族友好大学国際法学科長、国際法大学学長、
教授、法学博士

アナトーリー・エヌ・タララーエフ

モスクワ大学国際法講座教授、法学博士

キリル・エヴゲニビチ・チェレフコ

国連国際情報学士院会員、歴史学博士、
ロシア科学アカデミー・ロシア史研究所指導研
究員。〔本宣言11項の〕質問の明確性を求める留
保つきで

ミハイロフ・ワレンチン・ステパーノビチ

法学博士、極東国立大学国際法教授

本宣言末尾の私の個別意見で示されている点を
除き、宣言の本文に賛成する。

(署名順)

(太字の人のみが本共同宣言の当事者であり、肩書きの団体はそうではありません)

[本共同宣言は、和文と露文の正文で2通作成した。露文の宣言には、自筆の署名が記されている。1頁目の判読困難なロシア語の署名は明確にし、ロシア人の不統一な氏名、職名、留保の順は、上記のように、できるだけ整合性を保った。なお、露文の正文は、以下の和文にもとづいて翻訳した。〔 〕内は日本側の個別意見または追加説明である。金子利喜男 朱印]

すでに半世紀以上われわれ両国の関係を暗くしてきた現存の領土問題を公正に解決し、日ロ平和条約の早期締結に関心をもつ領土問題解決促進日ロ共同グループは、現在の状況を検討して、この問題を解決することは完全に可能であると考えており、それゆえ、われわれの提案に関係者がしるべき考慮を払うことを期待し、つぎのように宣言する。

友好と互恵の精神に立脚し妥結すべき

1. 千島列島の係争諸島の周辺は、かつてアイヌ人が住み、日本人もロシア人も、国境なしに往来した土地であった。そのこの歴史の流れは、係争4島の運命に大きな影響をあたえてきた。

日ロ両国は、非常に近い隣国である。隣国どうしは友好的でなければならない。〔その友好的関係は世界平和の基本である。—〔 〕内は、日本側の個別意見または追加説明。以下同じ〕

しかし、残念ながら、戦後半世紀以上も経過しているにもかかわらず、現在、日ロ平和条約は締結されていない。その主な原因は、領土紛争が解決されてこなかったからである。

このことを考慮し、われわれは、1997年11月2日、橋本首相とエリツィン大統領が、クラスノヤルスク会談で、2000年をめどに日ロ平和条約を締結すると

の方針をとったことを支持する。〔橋本首相を継承した小渕首相も、ロシア側とロシア国民との相互理解を深めつつ、両国政府が公正で早期の諸問題解決のため努力するよう切望している。〕

2. しかしながら、領土問題の解決に見通しのある状況で平和条約が締結されるか否かは、明らかでない。たとえ今世紀中にすべての領土問題が解決されることがないにしても、少なくとも、将来の確実な解決の展望をきりひろくことは必要である。領土問題が解決されなければ、21世紀にはいっても、日口間には不正常な関係が存続するであろう。

それゆえ、われわれ、この問題に関心のある日本およびロシアの市民は、友好と相互利益にもとづき日口平和条約締結を促進するため共同グループを設立し、われわれの構想を両国の政府と国民に等しく提示することにした。

3. われわれは、領土問題の解決を含む平和条約が、友好および互恵の精神に立脚し、まず第1に、外交交渉により締結されることを心から切望している。

われわれは、日口両首脳および外交当局が、21世紀の到来前に政治・外交的にこの問題を解決するよう最大の努力をほらい、法的拘束力のある期限付きの確実な展望をきりひろくべきであると考えている。

4. しかしながら、領土問題で、紛争当事国に妥協の決意がなく、長年にわたりこの法的紛争を解決できず、また将来その見通しもないばあい、それを司法的に解決することが合理的であるという立論がわれわれの基本的判断である。

したがって、われわれは、日本とロシアの両国が外交交渉で日口平和条約を締結することを切望しつつも、しかし、半世紀以上にわたり外交交渉で根本問題が解決できず、また将来その見通しもないときには、このほかに、国際社会でもっとも権威のある国連国際司法裁判所による係争問題の解決をも視野にいれるべきであると考えている。

交渉に成果がないときは国際裁判の併用を

大多数の日口両国民は、この方法の合理性を理解し支持するだろう

5. 政治・外交的手法による解決においては、一方の当事国のあれこれの提案に、他方当事国が、自国に不利な一定の問題があることをみて、その結果、当該政治家は、非難され、政治生命を失う可能性を恐れ、そのような提案受諾を決定することが困難なこともあり、これもまた政治的妥協をむずかしくしている。他方、国連国際司法裁判所の判決は、たがいに非難しあう日口双方の一方的判断より公正で権威があり、それだけに、両国政府や政治家の重責を多少とも軽減する効果があるという点は、とくに外務省や政治家が着目すべきである。

6. 同時に、日口両国民も、とくに若い世代は、この司法的解決の道が、外交交渉の行き詰まりのばあい、より理性的かつ公正であることを理解し、支持すると信じている。(中略)

7. より合理的かつ公正な道がありながら、かなり重い過去の荷物をそれにまったく責任のない21世紀の若い世代の肩に放置すべきでない。

国連憲章は、紛争当事者は、まず第1に、交渉、「仲裁裁判、司法的解決」などの平和的手段による解決を求めなければならない(第33条)と定め、「安全保障理事会は、法律的紛争が国際裁判所規程の規定に従い当事者によって原則として同裁判所に付託されなければならないことも考慮にいれなければならない」としている(36条)。

われわれ日口共同グループが、とくに日口両国の政府と国民の注目を喚起したいのは、20世紀中40件〔50件以上〕ほどの領土問題が、国際裁判に付託され、しかも国際裁判は、そのような多くの問題を早期に解決した、ということである。

8. たとえば、国際司法裁判所は、交渉で行き詰まった西ドイツ、オランダ、デンマークが1967年に付託した北海大陸棚事件について、わずか1年後に判決を下し、これを基礎に同3国が調整的な交渉を行い、はやくもその2年後の条約で、3国間の広大な係争区域を最終的に解決した。〔注目すべきは、多くの国

家が、苦悩にみちた領土問題を司法的に解決したことである。]

かかる解決方法こそ理性的な道であり、日ロ両国はこのような先例をよく考えるべきである。

9. 両国は、1993年の東京宣言で、4島帰属問題を「法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結する」と合意したのであり、いまや正常な国際法治社会を発展させるため、実際的な措置をとらなければならない。

[1976年の日ソ共同コミュニケでも、平和条約を「早期に締結する交渉を継続する」といわれたが、21世紀の門出にあたり、もはや政治・外交的経路が、何回となく日ロ両国民に幻滅感をあたえるべきでない。]

しかしながら、現実をみれば、その根本問題—係争諸島の主権問題—は不透明であり、残念にも、この迷路が、21世紀にはいつてどのような道をたどるかは、いまだに明らかでない。

国際司法裁判所への日ロ両国の質問

事件の審理中であつても外交交渉による問題解決に努力せよ

10. このような状況下で、われわれが提案したいのは、[今世紀中]外交交渉で領土問題を解決する確実な方策がみいだされなければ、[2000年中]日ロ両国政府は、つぎのような趣旨の文書に〔または平和条約の条項で〕合意すべきだ、ということである。すなわち、

11. もし外交交渉により、領土問題の解決をふくむ日ロ平和条約が〔2000年まで〕締結されないなら、日ロ両国は係争諸島にかんするつぎの法的問題の解決を〔遅くとも2001年末まで〕国際司法裁判所にゆだねる。

1) 日本国が、1951年のサンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」の地理的範囲は、どこまでか？

2) 日本国が「放棄」した諸島は、国際法上は無主地か、またはロシア領か？

3) 質問2の回答が、無主地であるというばあい、それでは同諸島にたいす

るロシアの支配は不法か、それとも合法か？

- 4) 日ソ平和条約締結のさい、歯舞群島と色丹を日本に引き渡すとの1956年の日ソ共同宣言は、現在でも法的に日本とロシアの両国を拘束するか？(注1)

国際司法裁判所の判決後、両当事国は、日ソ平和条約を締結するため、補完的な交渉を行う。交渉では、相互的基礎にもとづき、新しい国境にかんする国際司法裁判所の判決の履行を明確化することができる。かかる平和条約が締結されないあいだ、当事国は、国際司法裁判所の判決を厳守することを約束する。

12. 日ソ平和条約で、歯舞群島と色丹の引き渡し規定されながら、国後と択捉の両島の帰属先について合意できず、依然として法的紛争が残存するばあいは、上記11項の1)～3)の問題解決を国際司法裁判所にゆだねる趣旨の領土条項が日ソ平和条約に明記される必要がある。

13. [外交交渉と司法的解決の併用]国際法史上、先例があるように、訴訟中でも日ソ両国は外交交渉を行い、できるだけ早期に問題を解決すべきである。これに成功しなければ、国際司法裁判所が問題を解決するであろう。

1931年、[イタリアとトルコ間の]領海画定事件は、常設国際司法裁判所に付託されたが、その1年2カ月後、側面の交渉により解決したので、訴訟は取り下げられた。

ギリシアとトルコ間のエーゲ海事件では、1978年、国際司法裁判所は、外交交渉と国際裁判が並行的に追求されたさまざまな例があるとして、その同時進行に異議をとなえたトルコの主張を認めなかった。

14. われわれの提案する外交交渉と司法的解決の併用の長所は、とりわけ、つぎの点にある。

第1は、あまりにも長期にわたる外交交渉に期限付きの節度をもとめ、**早期に問題を解決する。**

第2は、より確実で、より「法と正義」にそった解決をうながす。一国の要求が、法と正義からそれるだけ、相手国は受諾しがたく、そのばあいは、より公正な裁判がまちかまえているからである。

第3に、交渉と裁判の併用は、いわば交渉決裂と不透明さを防止する支柱となっている。

われわれの見解では、外交交渉の経路だけに固執して積年の紛争を解決しようとする手法は、交渉と裁判の併用制度より合理的でなく、併用の反対論の根拠は薄弱である。併用すると、両外務省が多忙になるにせよ、しかし、上記の3つの長所がはるかに重要であることは明白である。

係争諸島の非軍事化〔平和地帯化〕（中略）

報道機関への要望

17. 日口の報道機関では、外交交渉と司法的解決の併用、係争諸島の非軍事化〔平和地帯化〕、現島民、旧島民と先住民の地位問題が、ほとんど論じられていない。

われわれが報道機関に要望したいのは、これらの諸問題に焦点をあて、それにかんする世論調査をおこなうことである。

結 論

18. 日口両国は、世界にしめる自国の地位を深く認識し、まずは隣国どうしの国際法治社会の樹立に努力しつつ、平和的諸手段で紛争を解決し、半世紀にわたる紛争を21世紀に放置すべきでない。

19. 領土問題をふくむ日口平和条約が、日口首脳会談やその他の外交交渉の方法で、早期に締結されることを切望している。

20. 20世紀末まで、領土問題で法的争点が残るなら、より公正な国際司法裁判所の判決を問題の打開策とし、そのような選択を支持するよう両国民に呼びかけるべきである。かかる基礎のうえに、21世紀の新しい日口関係の構想を発展させるためである。

賛同者 以上の日ロ民間共同宣言は、筆者が心血を注ぎ、共同署名者をもとめながら、1998年の秋に発表にこぎつけたものである。

この宣言の支持者は枚挙にいとまないが、公表されることに同意した支援者各位については、その勇気と賢明な判断とに感謝と賞賛の念が湧き起こると同時に、アジアとロシアの広域な地域に国際法治社会を樹立する過程で先導性を分かちあっていることについても喜びを感じず。ここでは、とりわけ、つぎの支援者のご芳名を記し、その名誉をたたえたい。

石川 信克・結核予防会結核研究所副所長兼国際協力部長（国際保健学）、石塚 純一・札幌大学講師（出版実務論）、泉田 健雄・前麗澤大学教授（経営学）、今泉 秀平・シリマン大学（フィリピン）大学院（教育学）、岩崎 徹・札幌大学教授（農業経済論）、岩淵 節雄・北九州大学名誉教授（国際法）、内山 尚三・法政大学名誉教授（日本平和7人委員会委員、民法）、大串 和雄・国際基督教大学教授、大西 疏・洞爺村議会議員、岡本 三夫・広島修道大学法学部教授（平和学、政治思想史）、小澤 治子・新潟国際情報大学助教授（日ロコミュニケーション論）、小野 弥生・元島民（ロシア語通訳者）、加藤 俊作・関東学院大学名誉教授、萱野 茂・二風谷アイヌ資料館館長（元参議院議員）、小竹 直樹・レコーディング・ビデオ・プランニング技師、児玉 克哉・三重大学人文学部助教授（平和研究）、児玉 敏一・札幌学院大学教授（経営学）、小林 孝輔・青山学院大学名誉教授（憲法）、佐藤 芳彰・札幌大学教授（流通論）、進藤 賢一・札幌大学教授（地理学）、菅野 倫示（ともみ）・北海道ロシア文化協会会員（文化交流委員長）、菅原 茂・日本戦争体験者平和委員会全国代表、鈴木 礼暁・札幌大学教授（政治学）、多賀 秀敏・早稲田大学教授（平和学）、高橋 昭夫・前札幌国際大学教授（マス・メディア論）、張 偉雄・札幌大学教授（中国文化論）、野田 弓子・（薬剤師）、鍋沢 敏雄・北海道マリン、西森 琢・日本キリスト教海外医療協会、樋口 寿夫・スラビヤンカ店長、布施 英憲・藤女子大学教授（英語学）、古本 英之・北海道ユネスコ連絡協議会副会長、真瀬 勝康・札幌大学女子短期大学教授（国際関係論）、御手洗昭治・札幌大学教授（異文化コミュニケーション）、宮崎 繁樹・明治大学名誉教授（国際法）、

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

深山（みやま） やよい・ウィスコンシン州立大学（米国）大学院生（教育学、平和学）、森 杲（たかし）・札幌大学教授（経営史）、李 景珉・札幌大学教授（国際関係論）、李 修京・立命館大学社会学研究科助手
（注：職名は、支援者になった時点のものです。）

ロシアでも、このような支援者があらわれた。署名者または支援者になり、そのご芳名が公表されることに同意した先覚者たちは、つぎのとおりである：

ミハイル・シンコーフスキー、極東大学ウラジオストク国際関係研究所所長
アレクセイ v. ザゴルスキー、世界経済国際関係研究所日本課長
グリゴリエワ・タチアーナ・ペトローヴナ、教授、ロシア科学アカデミー東洋学研究所主任科学研究員
コジェーヴニコワ・イリーナ・ペトローヴナ、ロシア連邦功労研究員、日本研究者協会会員
レシチェンコ・ネリ・フョードロヴナ、ロシア科学アカデミー東洋学研究所古参科学研究員
サスノーフスカヤ・アンゲリカ、モスクワ電子機械建設大学
デワニードワ・エリザベータ・ペトローブナ、元ソ日協会婦人部書記長

上記のご芳名は、日ロ民間共同宣言にかんするもので、支援者は日ロ両国民である。世界市民法廷の判事候補、協力者、賛同者は、世界のいろいろな国からあらわれており、その英名は、結語で列記する予定である。

北方領土問題といわれているもののなかには、一般に問題点として指摘されているもの以外に、実のところ、筆者は、その問題の背後にひそんでいる我欲、無知、独善などの諸要素にも注意をむけたい。それに、お役所仕事、その周辺で利害をともにする者もある。

この拙文では、いかに日ロ民間共同宣言が成立したか、また係争諸島の平和地帯化にかんする日ロ民間共同宣言が、どのように準備され発表されたか、また、いかに世界市民法廷の設立が準備されているか、どのように日ロの一般市

民のあいだに良識的かつ常識的な見方が多くなってきたか、なぜ政治家や役人が、市民の良識的な感覚から遊離した方策と態度をとることがあるのかの実例をも垣間みることができる。

多くの読者は、この小冊子を読んで、いったい国家の実体は何であるか、国家の為政者は、一般市民の良識と時代の要請にそって行動しているのだろうか、民主主義とはなんだろうか等の疑問が脳裏をよこぎり、これらの点について再考するであろう。

II やむにやまれず立ち上がる

啓蒙の時代には、最大の善事をなすにさいしてすら、なお人々はおののくのである。人々は旧来の弊害を感知する。その矯正を理解する。……最悪をおそれて悪を放置し、最善を疑って善を放置する。

（モンテスキュー〔1689－1755年〕、法の精神、序言）

1 ナショナリズムと独善

日口間の領土問題にかんするかぎり、少なくとも東アジアとロシアでは、モンテスキューとゲーテの巻頭のことばが、いまでも当てはまるようにみえる。

わたしが、日口両国のいろいろな人びとと対話してえた感触は、国家活動の場とその周辺に近ければ近いだけ、そのような人が、とくに自国の不正や非合理性を指摘・糾弾するにためらいがちな場面に遭遇する、ということである。

為政者が、国内社会においては、自国の法令を守れといいながら、国際社会においては、積年の法的問題についても、なにゆえ独善的態度をとり、自国のほうが正当で、相手国が不法であると我を張りつづけるのであろうか、ということも大きな関心事である。権威のある国際司法裁判所が存在するのに、である。

日口両国が、その判決を恐れるなら、履行義務のない同裁の勧告的意見を求めてもよさそうなものであるが、それにさえ乗り気でない。

しかし、過去に司法的解決の試みがなかったわけでない。1960年代の終わりに、日本側からソ連側にたいし、国際司法裁判所への付託を提案したが、ソ連側が拒否したとの報道もあった。しかし、当時きびしい東西対立のもとで、ソ連側が領土問題は解決済みとの強硬な方針をとっているかぎり、基本的かつ重要な妥結は、まずは不可能であった。

日口間では、理論的にはともあれ、実際的には、齒舞、色丹、国後、択捉の4島が争われている。司法的解決という限定された面で、これらの係争諸島に1条の陽光がさしこんできたのは、ソ連が国際司法裁判所を自国の関係でも重視しはじめた1988年からである。

2 司法的解決の提言

司法的解決の提案の動きが、実際ロシア側から起こったのは、1992年の夏であったが、そのようなロシアの動きを日本外務省が牽制し、**同案を日本外務省は国際裁判は長くかかるという理由で回避した。**

ようやく、共通の認識と土俵があらわれたかのようにみえたのは、1993年の東京宣言が発表されたときである。この宣言では、「**法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結する**」というエリツィン大統領と細川首相の意志が表明されている。筆者は、「法と正義」が、問題解決のキーワードになるかもしれないとおもった。当時、**読売新聞社**からインタビューを受けたい、わたしの意見は、とりわけ、つぎのむね紹介された。

北方領土問題は、両国の世論にもとづいて、外交チャンネルを通じて解決できればベストだろうが、歴史がしめしているように、ただちに解決するにはむずかしい側面もある。法と正義にもとづくというなら、56年宣言は国際法的には条約扱いなのだから、国際司法裁判所に判断してもらうのも一つの選択肢だ。(読売新聞、北海道版、1983年10月14日。年鑑6号、70頁。)

しかし、その後の日口関係も、紆余曲折している。**密漁船にたいする射撃**があいついだ。橋本政権のもとでも、1997年の前半期までは、日口両国の歩みよりはなかった。

舛瀬訴訟で、わが国の裁判所が、係争諸島が日本領であることを当然視した

り、北方領土への出張を国内出張とみなし、教科書の記述でも、係争諸島を自国領とみる動きが強化され、他方、ロシアも対抗的な動きをしめした。

やむにやまれず わたしは、領土問題の司法的解決のため本格的に立ち上がることを決意した。同年4月19日、極東研の研究会には、北海道庁の北方領土対策本部長の仲井和夫氏が、国と一致する発表をおこなったのにたいし、わたしは外交交渉と司法的解決の併用を提案した（極東研、1997年、No. 42）。

それから、本を執筆し、新聞にも積極的に寄稿しようと考え、まずは朝日新聞に寄稿し、それは5月17日、幸運にも、つぎのように掲載された。

北方領土・二風谷判決に寄せて

金子利喜男・札大教授（写真と経歴は省略）

領土問題 国際司法の場で

釧路地裁は3月25日、わが国の陸地はすべて所有権の対象となり、北方領土内の土地が登記の対象となる旨の判断を示した。

裁判は北方領土が日本領との前提だが、前提そのものについて日ソ・日ロ両国が長らく争ってきており、その一方的判断だけでは国際法上の領土的状況を変更する効果は発生しない。

1971年、最高裁は「第2の北島丸事件」で、北方領土が日本領との判断までには踏み込まず、「ウタリ共同事件」でも、札幌高裁が北方領土は日本固有のものだと判断したものの、96年、最高裁はそのように断じることを回避した。

領土の変更は、それを定める条約が批准されたとき確定するという国際的通説からすれば、サンフランシスコ講和条約が批准、発効した当時、国後と択捉は日本が放棄したと見られていたので、最高裁の判断がより賢明で公正であろう。

他方、国後と択捉はかつて外国の支配下になかった日本固有の島で、同条約の当事者でないロシア（以前はソ連）に、条約はいかなる権利も与えるもので

はないという点が、4島一括返還要求の主な論拠だ。

長らく両国間に水掛け論が続いてきたのは、法的論争に政治的対立や国民感情が絡み合ったうえ、両国の外交に柔軟性が欠けていたことによる。ロシアでの近年の民族主義の台頭などから見て、領土問題の先行きは依然、不透明。日ロ両国政府が今世紀中に政治的に解決できる方策を提示していない現段階では、両国民に大胆な発想が必要だ。

従来の手法より合理的で公正な解決方法は、まず問題の法的側面について、国連国際司法裁判所に解決を付託することである。こう着状態の突破口になりうるであろう。

北方領土の基本的権利義務関係について両国に一致した認識がないことが、問題を複雑にしてきただけでなく、「不法」とか「侵略」とかの一方的非難が相手国の国民感情を刺激し、いたずらに解決を長引かせてきたからだ。

それに国際法上の問題では、一国の政治家や外務省の一方的判断より、世界的に権威のある国連司法裁判所のより中立的な判断の方が、疑いなく、より公正である。

仮に国後と択捉は日本が放棄した無主の土地（または日本領、あるいはロシア領）であると判断したとしても、それを絶対的に不変とみなす必要はない。日ロ両国が再度交渉し、双方が満足いくように、判決で確定された領土的状況を修正し、日ロ平和条約を締結できる道も残されている。

何よりも大きな意義は、両国が悪感情に流されず、より公正で、より互恵的な解決策を、より友好的かつ理性的な雰囲気の中で見いださうることである。

アイヌ民族 聖地返還が焦点

札幌地裁は3月27日、アイヌ民族が日本の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し、先住民族に該当すると認め、二風谷ダムについては、失われるアイヌ文化の諸価値を不当に「軽視・無視」したとして、同ダムの事業認定を違法と断じた。この点は評価されてよいが、判決は重大な問題を残している。

第1に、判決は恐るべきことに、ダムの完成と「公共の福祉」を理由に、ア

イヌの人々の土地の取用とダム完成の既成事実を実質的には追認している。裁判所自身、結果的にアイヌ民族を「軽視・無視」していることにならないか。和人によるアイヌ民族抑圧の歴史にかんがみ、また国連はじめ、世界のあちこちで少数民族の先住性の尊重が求められている今こそ、公権力側自らが、むしろアイヌの聖地の返還措置を取るべきなのである。

第2はアイヌ民族の先住性尊重の判決と固有領土論との関係である。

日本政府は、北方4島は日本固有の領土だと主張している。その論理と今回の判決からは、今や先住アイヌ民族にこそ、彼ら固有の土地の少なくとも一部でも返還すべきだとの考えが浮かんでも当然であり、反対する道義的根拠は薄弱であろう。和人の既得権に配慮しつつも、少なくとも二風谷はアイヌ人に早期に返還し、北方領土も返還後その一部をアイヌ民族に返還する方向で進むべきである。

このような方針は、まさしく固有領土論の弱点を本質的に強化しつつ、対口外交でも道義的説得力をおび、国連司法裁判所への領土問題の付託と並んで、その公正な早期解決を促進する転機となるであろう。

（朝日新聞、北海道版、1997年5月17日、表題と小見出しは、朝日新聞による）

3 紆余曲折する軌跡

朝日新聞では、北方領土問題の司法的解決を提唱する日本人のいかなる提案をもみたことがなかった。それゆえ、私見を同紙が掲載するかわからなかった。前頁のような掲載は、ひとつの変化であるとみられる。

1997年6月20日、米国のデンバーで、橋本首相とエリツィン大統領の会談がおこなわれた。このデンバー首脳会談では、ロシア側からの要望で、日口間の対話拡大が合意されたが、この背景には、北大西洋条約機構の拡大によるロシアの孤立感があるが、だからといって、領土問題が解決するという道筋にはならない。問題は複雑である。

はやくも6月25日に、越境密猟の日本漁船が、またもやロシア側から銃撃さ

れ、2人が重傷をおう事件がおきた。これほど狭く、危険度が高い海域で、しかも現代のハイテクを装備している海上保安庁の監視船が、なぜ効果的に越境線を取り締まらないのであろうかとのあれこれの疑問もおこる。

奇しくも、翌26日、日本政府は、1998年春から使用される高校教科書の検定結果を公表したが、領土問題について、日本政府は、その固有領土論を補強すべく政府の検定意見にしたがうよう、つぎのように求めた。

検定前（申請本） 日本は、北方領土を固有の領土であると主張し、ソビエト連邦を引き継いだロシア連邦に返還を求めている。

検定意見 北方領土は我が国固有の領土であることを的確に記述する必要がある。

検定後（見本本） 北方領土は日本固有の領土であり、日本は、ソビエト連邦を引き継いだロシア連邦に返還を求めている。(1)

わたしは、日ロ両国の長年の独断・独善的かつ非妥協的な態度が、問題解決を困難にしている主因のひとつであるとの確信が不動のものとなり、さらに精力的に司法的解決の併用論を展開することに燃えながら、**北海道新聞**にも寄稿し、ついに北海道新聞も、司法的解決を訴える提言をはじめて採用した。

筆者は、このころ著述のため、判例を研究していた。7月20日の前掲の記事で、20世紀中だけでも、領土・境界紛争が、少なくとも30以上も国際裁判に付託されたと書いたが、その後さらに調査すると、50以上もあることがわかった。

このことは、**外交交渉で解決できず、だいたい2年に1度は、領土・境界紛争を国際裁判に付託してきたことを意味している。**ところが、わが国、ロシア、中国、韓国などには、そのようなあれこれの積年の領土問題がありながら、司法的に解決されたものは、一件たりともないのである。外交交渉で解決できるなら、それはそれでよいのだが……

北海道民が、筆者の寄稿によって、そのような論者もいるということを知ったとしても、ほとんどの日本人は、領土問題の司法的解決の構想さえ頭に浮かんでいないかもしれない。議論と報道がないからである。わたしは、そこで同年7月から翌98年4月まで、道内の地方紙である北海タイムス社と釧路新聞社

だけでなく、読売新聞、毎日新聞および朝日新聞の本社にも寄稿したが、これらはすべて掲載されなかった。

しかし、各新聞社やテレビ局が、わたしの社会的な活動を軽視していたとはいえない。とくに新聞社は、わたしのコメントを求めたり、筆者の活動を報道した。司法的解決について、北海道で先陣をきって報道していただいた朝日新聞の北海道支社と北海道新聞社には、この場でもお礼を申し上げたい。

わたしが、読者の注意を喚起したいのは、いまでは北海道でこそ、領土問題の司法的解決方法に関心をしめす住民が、比較的多くいたとしても、**本州か、九州および四国**には、「あなたは、おおよけの場で領土問題の司法的解決を提言する日本人のいることを知っていますか」との質問にたいし、何%が「知っている」というだろうか？ ほとんどの回答者は、「知らない」と答えるであろう。重要でありながら、**議論が皆無**だからである。

4 橋本首相の3原則

1997年7月24日、橋本首相が、対口外交の3原則を発表した。すなわち、信頼、相互利益、長期的視点である。この3原則の名称は人を魅するところがあるが、内容は曖昧な部分があるような感じを受けた。長期的視点が、領土問題の棚上げを含意する可能性があるようにみえたからである。

いずれにせよ、信頼と相互利益という原則は、なにか期待をいだかせる言葉である。それで、外交交渉が進展し、領土問題が解決できれば、それはそれでよい。しかし、もし橋本首相が、「相互利益」の原則を領土問題に適用し、たとえば「2島返還+ α 」とか、なにか別の譲歩をしても、それにロシアが応ずるか？ 橋本首相の後継者である小渕首相は、3原則を踏襲するにしてもその後の首相はどうであろうか？

ともあれ、領土問題が解決されるまで、わたしは揚げた旗をおろす理由がなかった。なぜなら、筆者の活動は、日口間の最大の懸案の解決を促進することに確信をもっていただからである。

AとB間の境界争いとか、金銭上の債務不履行などを想定してみよう。Aは泣き寝入りしたくない。ところが、いろいろな理屈をつけて、Bは義務を履行しないどころか、Aを批判・非難したとする。怒ったAは、「それでは、裁判所に解決してもらおう」といえば、どのようにBは反応するか？

ハッキリで理屈をつけているか、または裁判で負けると思うBは、裁判をいやがる。この圧力、心理的側面が、たとえAB間の裁判にいたらずとも、Bの義務履行を促進する。

実際の法的紛争は、Aの行為が合法で、Bが違法の場合もあれば、ABともに違法なときもある。たとえば、どちらの運転手も制限速度をこえて衝突するようなときである。

世界の多くの領土・境界紛争をみても、紛争国は、そのいう“理由”を提起して、たがいに相手国を非難し、ときにはこぜりあい、ときには戦争さえするが、判決線からみると、ともに多かれ少なかれ貪欲に領土を要求している場合はまれでない。

本書では、あまり理屈くさいことをいいたくない。ただ読者にわかっていただきたいことは、もし領土問題が国連の国際司法裁判所に付託される合意がなされるときは、両国首脳の間には、苦渋というより、むしろ安堵と喜びの表情があらわれるだろうということである。国内裁判と異なって、日口が被告・原告の立場にたつのでない。ただ法的質問を共通に裁判所に提起する。日口両国民も、ほっとして胸をなでおろすであろう。

III 国際法治社会を求めて巡歴

前掲 1998 年の秋の共同宣言にいたるまで、いろいろな紆余曲折があった。筆者自身は、司法的解決について、ほとんどためらいがなかったが、実際、日本人とロシア人が共同して、この解決方法をも視野にいれ、両国政府と両国民に訴えるということであれば、**東北アジアにおける領土問題の初のケース**になり、また内外にあたえる影響が大きいこともあって、多少ともためらいが、あらわれるのであろう。それに、しがらみも無視しえない。

以下は、この共同宣言にいたるまで、およびその後の領土問題についての日記、あるいは旅先での紀行文の一部であり、これが世紀末の日本とロシアの一断面と実相である。

注：以下の〔 〕内の文は、この冊子編集集中の追加

1 ウラジオストク

1997 年 7 月 31 日〔最初ミハイロフ博士は懐疑的〕

ことしの夏もロシアへいくことになった。今回の目的も調査研究活動だが、日ロ間の領土問題や経済関係だけでなく、ロシアの民族問題と国際関係などの分野も見聞したいとおもうので、猛暑にもかかわらず、それほどつらくは感じないどころか、むしろ楽しいくらいだ。9月にフランスで、大学院時代からの友人と夏休みを過ごせるのも、まったくのたのしみ。

新潟で、ウラジオストク・エアー（VLADIVOSTOK AIR）というロシアの航空会社の飛行機にのり、1時間あまりでウラジオストク空港に到着。

空港では、ミハイロフ博士がでむかえてくれた。博士は、当地の極東大学の国際法担当教授であり、わたしが彼に希望した共同作業は、要するに、日ロ平和条約の早期締結のため、民間の日ロ共同グループと共同宣言をつくり、これは、国連の国際司法裁判所の利用をも提案するという骨子である。

わたしは、日本を出発するまえ、そのことを博士にいていた。空港から、中心街に行く途中、彼の車のなかで意見をきいたところ、

「どうして、そのようなことが可能なんだ？」と博士はいぶかり、さらにつづけていう：

「日本だって反対だろうし、ロシアだって反対だとおもう」

「日ロ両政府が、裁判がいやだからといって、われわれがだまっけていてよいということにはならないでしょう。ロシアだって、1992年のエリツィン訪日準備委員会は、日本側に国際裁判所に解決を付託する動きをみせたし、ロシアにも、裁判による領土問題の解決を提案する学者がいる」とわたしは答え、あす具体案を博士に提示することにした。

なぜ学者は、国家の意志に従順である必要があるか？ 政治家は、自己の選挙民の動向を気にして、国民的というよりは、しばしば地方的になり、あるいは国益にしばられ、国際的というよりは、民族主義に（または国家主義的にさえ）なる。外交官は、国家公務員だから、どうしても自国の利益を重視し、政治家とともに、ときには他国の国益をば軽視、無視あるいは蹂躪さえする。

国家の一方だけが不正・不当なばあいもあれば、実際は、濃淡の差はあれ、双方とも間違っているときもあるのだ。（双方のスピード違反による衝突を想起せよ）

争いでは、しばしば双方とも、自己を正当化する“理由”を提起するが、そのいう“理由”に、それぞれ容認されえない部分があることはまれでなく、領土・境界紛争も、その例外でない。たぶんに、北方領土問題でもそうだ。とりわけ、つぎのようなことも、十分ありうる。

ロシアの言動が不当とみられる部分は、1956年の日ソ共同宣言で、両国間の平和条約締結後は、歯舞と色丹を日本に「引き渡す」とさだめられているのに、それを同宣言の有効性と「引き渡し」を明言しないこと。

日本側の言動が不当とみられる部分は、国後と択捉が、日本領であると断じ、それを前提に硬直的な外交に固執していること。また、ロシアによる4島の占有を不法とみなしていること。

〔この日の日記には、そのほか、いろいろなことが書かれているが、ここでは割愛する。以下の日々の日記でも、あれこれ省略されている。〕

1997年8月1日〔ついにミハイロフ博士が賛成；小谷秀二郎教授〕

極東大の寮の3階には、小さな食堂があり、ここで昼食をとった後、わたしの部屋で、筆者の構想をのべた。その概要は、第1に、日ロ共同グループを民間レベルで設立する。第2に、共同グループは、つぎのような内容の共同宣言を発表する。

- 1) 外交交渉による領土問題の解決および平和条約の早期締結を切望する。
- 2) しかし、1999年に入っても、外交交渉で領土問題を解決する確実な方策が提示されないばあい、今世紀の末日を限度とし、日ロ両国は、つぎのようなむねの法的拘束力のある文書（条約）に調印する：

2005年まで、外交交渉により領土問題を解決できないばあい、問題は国際司法裁判所に付託される。

共同宣言の案文は、じっさいは、数頁にわたるものであるが、その要点は、以上のようなものである。「2005年」は、ロシア側の事情を考慮したためである。わたし個人の意見をいわせてもらえば、このような法的な紛争は、すでに70—80年代に国際司法裁判所に付託すべきであったのだ。

ミハイロフ博士は、メガネをかけて草稿をよみはじめた。なぜか、彼の表情はさえず、きのうと同じようなことをいい、さらにつけくわえる：

「日本には、そのように考える人びとがいるかもしれないが、ロシアでは、いたとしても微々たるものだ」

「日本だって、同じですよ。いわばメンシェビキ（少数派）です」とわたしは、おもわずわらってしまった。心のなかでは、国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきだと考える日本人が少なからずいるのかもしれないが、（ひじょうに残念ではあるが、この重要事項について、日ロのいずれの報道機関も世論調査を

していない)、おおよけの場で、あるいは出版物などで、そのような提言をしているのは、わたしは自分以外に、数十年（1977年）まえの小谷秀二郎（こたにひでじろう）教授だけしか知らない。〔『正論』1997年12月号。〕

「このような共同宣言を作成して、それからどうするんだ？」と博士はいう。わたしは、答えた：

「まず両国政府に日ロ共同グループの声明文を送り、両国民には、マスコミをとおして報道してもらい、だんだん国民の理解をふかめていく」

「ロシアの報道機関は、まずこのような声明文をのせないとおもうね」

「声明の全文を掲載しなくとも、このような日ロ共同グループが設立された趣旨が報せられ、この共同グループの構想にも一理があるとか、または共同グループの提言がもっとも合理的であるとか、そう考える人びとが、少しでも多くなるだけでもよいとおもうね」

ミハイロフ博士は、1992年5月、「ウラジオストク新聞」に連載された自分の論文のなかで、「問題解決の最良の文明的な方法」は、「ロ日平和条約を早急に（1992年中に）締結する」ことであるとのべ、さらに同論文で「国際法は、国家間紛争の解決のもうひとつの手段を知っている。すなわち、紛争を国連の国際司法裁判所に付託すること」といっているのであるが、どうも現段階では、博士の歯切れはわるい。〔『日ロ関係年鑑』第8号、234-242頁。〕

なぜ博士が、合理的で公正な司法的手段による早期解決に、もろ手をあげて賛成しかねているのかは、エリツィン大統領の心境と共通したものがあるように感じた。もし何らかの島を日本に引き渡す意向をしめすと、反対派から攻撃され、そのためエリツィン政権が倒れると、かえって係争諸島についての日ロの立場は、以前のような平行線をたどると考えているのかもしれない。わたしは博士にいった：

「領土問題が棚上げされて、ロシア人が何世代にもわたり4島に住みつづけ、またロシア人の生活水準が向上すると、日ロの政治的妥協がより簡単になるという保障はあるだろうか。わたしには、むしろ妥協は困難になる可能性が多くなるとおもう。このような状況が、日ロ関係を改善するでしょうか。わたしは、

そうおもいません」（「生活が安定すると」というのは、根拠がないわけでない。近年の4島住民の生活水準の低下にともない、わが国への帰属を期待したり、4島は日本領だと主張する島民が多くなっている。このことは、逆に、生活水準が向上すると—それはいいことだが—4島は自国領だとみる島民が多くなることを示唆している。境界はひとつであるのに、それは生活水準で変化する！）

博士は、だまってきいていた。わたしの語調にはだんだん熱がこもってきた。

「ミハイロフ先生、日本人は時代がたつほどに、係争諸島が日本領であると信じてくるでしょう。ことしの例だけでもみましょう。これは登記にかんする日本の国内裁判ですが、この判決は係争諸島が日本領であることを前提とする判決をくだしました。第2に、北方4島への渡航は、いままでは海外出張扱いになっていましたが、これを国内出張扱いにするだけでなく、船内の従来の免税も国内扱いにする動きがあります。

第3に、文部省による教科書の検定。将来の日本の若い世代は、係争諸島が日本領土であるとますます信じて疑わなくなるでしょう」わたしは、つぎのようにもいった。

「見解の相違、感情的な対立が、ふかまる可能性もあります。発砲などは、近年エスカレートした現象です。「これは、おれたちの領土だ！」「なにをいう！これはわが国の領土だ！」といい争いながら、相手国にさらに不信をつのらせ、いまいましく感じながら、銃撃事件までも頻発する。これが21世紀の若い世代があゆむ道になってよいものであろうか」

これまで熱弁をふるうと、わたしのロシア語は、矢継ぎばやにでてくる。おかしなロシア語を話しているにちがいないが、博士はわたしの話をじっときいていた。わたしのほうは、最後の要点まで一気にいったかった。

「そして半世紀もたち、70、80年、そして1世紀もたつなら、そのはるかかなたの世代は、第2次世界大戦の経過や係争諸島にかんする重要な諸条約の内容などわからなくなるだろう」

「いまだってそうだ」と博士はいう。わが札幌大学の学生も同じだ。ある週に、1855年の日露間初の条約、1875年の千島樺太交換条約、1905年のポーツマス条

約、1945年のヤルタ協定、1951年の対日サンフランシスコ講和条約、1956年の日ソ共同宣言などの領土条項の概要を説明する。翌週に、その基本的な内容を質問する。そして愕然とする。

だいたいこれらの諸条約のうち、どの条約の間に第2次世界大戦がおこったのかさえおもいだせない学生もいるし、それにもまして、おどろくべきは、大半の学生が1週間後、もはや大部分の領土条項をおもいだせないのである。

1996年、ここ極東大学の日本語学科の学生たちに講演したさいも、関連条約の内容をほとんど知らないことにおどろいた（『日ロ関係年鑑』9号、128頁）。

世代がだんだん交代すると、とくに歴史的事実の認識さえ異なってくるのである。つぎのようにミハイロフ博士にいうのは、すこしつらかった：

「戦争をしらず、戦争の結果に責任のない将来の両国の若い世代に、問題の重荷をおきざりにすべきではありません。自分たちの行動が原因となった問題と結果については、その世代で解決すべきです。まして中立的かつ公正な司法的解決の道が残っているかぎりは……」

わたしの声は興奮気味になり、心をしずめようとした。沈黙していた博士の目はうるんできたようにみえた。彼の知的な目は、ときにはやさしく、ときにはより肯定的に評価する発言をした。

博士は、わたしが日本人の抑留者が、どのようにウラジオストクで過ごしていたかに興味をもっていることを知っていたので、当時彼らの通訳をしていた友人をあす紹介しようかと申しでた。よろこんでお会いしたいと答えた。

1997年8月2日〔問題回避に「愛国主義」が有効か〕

ミハイロフ博士は、友人と一緒に、寮のわたしの部屋にはいつてきた。

博士の友人は、ポリカロフ・アンドレイ・イワノヴィチ（Поликаров Андрей Иванович）さんといい、クラスノヤルスク州（Красноярский край）で1924年に生まれたという。アンドレイさんは中背、目鼻だちがくっきりしていて、若い軍人時代は、さぞかし立派にみえたであろう。

アンドレイ氏は、多くの体験をもっており、日本人捕虜についていろいろ話

してくれた。そして、「日本軍が沿海州の都市や村落を破壊したわけでもないね」としめくくった。

最後に、領土問題について、彼の意見をきいた。ロシア人が千島列島を最初に発見したから、それはロシア領で、日本に引き渡すことは反対、国際司法裁判所に問題の解決を付託することにも**気がのらない**との意見で、

「私は愛国主義者(патриот)だ」という。日本に比較的**理解のある**この人であっても、このような考え方だ。いく先々のロシアの意見が予想される。

2 ハバロフスク

1997年8月3日〔極東大に国際法の基本文献が不足、ではシベリアは？〕

きょうは、ハバロフスクにむけ出発する日。

「ハバロフスク市には、国際法学者がいますか」とわたしは、ウラジオストク空港への道中、見送りのミハイロフ博士にきいた。

「同市にも、ノボシビルスク市にも、国際法学者はいないね。ウラル山脈のエカテリンブルグ市をふくむロシアの欧州部にはいる。シベリアでは、ウラジオストクの極東大に**いるだけだ**」と答える。

しかも、きのうの話では、その極東大にさえ、アメリカ国際法雑誌(American Journal of International Law)や英国国際法年鑑(British Year Book of International Law)などの基本的文献さえない。むしろ札幌大学のほうが、多くもっている。おどろいたのは、極東大の図書館や博士の蔵書のなかに、「ロシア国際法年鑑」(Российский Ежегодник Международного Права)さえなかったことである。わたしは第1号からもっているのに……

極度にお金がないためであろう。20世紀中だけでも、30以上〔その後のわたしの調査でわかったのは50以上〕の国境が国際裁判で解決されたことを具体的には知っていなくて、これはわたしを信じてもらう以外になかった(今回、その判例をもってこなかったのだ)。わたしには、**シベリアが、国際法の知識の空白地帯**でなかろうかとおもった……

午後4時半ころ、国内線でハバロフスク空港に到着。囲碁仲間のサーシャさんのところにホームステイをする。夕食後、領土問題の話題に移った。彼の意見や説明も、ひじょうに興味深い。彼は親日家であり、囲碁も遊ぶし、日本人の友だちも多く、日本人の気持ちはかなり理解してくれるほうだが、こと領土問題にかんするかぎりは、おおかたの日本人の考え方と異なる。

彼に筆者が今回の構想を説明していたとき、彼は構想そのものにも懐疑的であり、それゆえ、わたしはあれこれさらに説明した。その討論のあとに、彼がたどりついた結論は、つぎのようである（彼のメモによる）：

1) **法的事実** 他国の領土を占領する侵略国の行為を認めるべきでないのは当然である。もしロシアが、「侵略国」であるなら、4島の占領は、「他国の領土の占領」となる。しかしながら、侵略国の概念をはじめに解明することが必要である。

過去の戦争で、ただソ連だけが犠牲国であったとはみていないが、それかといって、**日本も平和的な羊ではなかった。**（太字は金子、以下も）

2) **歴史的現実** いずれにせよ、50年間も、これらの諸島は、ロシアの管轄下にあった。完全に公正な解決が、その性格からして存在しないような長引いている領土問題は、世界にたくさんある。相互の非難の目録を正確に目盛る秤はない。

この点では、多くのロシア市民にとって、これは国民的な誇りにかかわる問題である。なぜなら、大衆の意識のなかで、これら諸島の譲渡は、2千万の住民がなくなった戦争の結果の再検討であるとして感知されるからである。

3) **政治的現実** どのような政治家であれ、これらの諸島の日本への引き渡しを主張するものは、**政治的孤立におかれる危険**がある。いかなる政治的な資本をかけても、左右両派から批判の疾風にたえるに十分でない。

4) **経済的現実** これら諸島を引き渡しても、経済的にはロシアにとって、失うものがないにひとしい。将来なにか変化するであろうということは、ほとんどありえない。およそ、ロシアにとって、その巨大な領土の資源（海洋資源も、陸の資源も）をもっているのです。南千島は、二の次の重要性しかもっていない問題である。

ただ、わたしを経済的に引きつけるのは、共同管理（彼のばあいは、これは、法的

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

には島の共有を意味するという)を創設し、その潜在力を利用することだけである。そのような共同利用は、政治的情念を少し弱めるであろうし、ロシアにとって、いくらか経済的効果をもつかもしれない。

要約 わたしは、だれかロシアの政治家の力によって、これら諸島を直接的に日本に引き渡すことには絶対反対である。日本にとっても、そのような解決は旧来の問題を解決するよりは、より多くのあらたな問題を生むようにおもわれる。

外交交渉で、領土問題を解決できないとき、これを国連の国際司法裁判所にまかせるという構想は、わたしを無力にするほどまで非常に気に入る。これは、この問題の唯一の文明的な解決方法であるようにみえる。それにもまして、これほど複雑な歴史的問題で、ロシアと日本が国連司法裁の判決に同意することは、それぞれ三者（ロシア、日本、国連裁判所）の権威を高めるであろうし、ひいてこのような諸問題の互恵的な解決の良き先例として役立つであろう。

以上のように、サーシャさんは領土返還に反対ではあるが、国連司法裁に付託するというわたしの構想に賛成してくれたのは、彼が第2番目のロシア人だ。

サーシャさんの発言のなかで、きわめて重要な点は、**司法的解決が、政治的解決よりも堅固で、安定性があることが示唆されていること**である。

1997年8月4日〔日ロ共同宣言案の作成〕

日本を出発するまえ、すでに共同宣言の私案は準備していた。極東大学のミハイロフ博士は、結局、わたしの草案に基本的に賛成してくれたので、修正はわずか、しかも技術的なもので、きょう清書する。

1997年8月5日〔法はかじ棒がむくほうに、いきつく〕

ハバロフスクで有名なジャーナリストに会うまえ、まずサーシャさんが、税務査察官のイーゴリさん〔Иванов Игорь Анатольевич。彼については、年鑑9号、101頁〕に用事があったので、彼の事務所に行った。

イーゴリさんは、昨年より元気がないようにみえた。税務の仕事が楽でない

ことは、容易に想像できる。北方領土問題について、彼の意見をききたかった。オフィスの窓のそばにたって、彼は話しつづけた。というのも、まだソファなどが完全にそろっていなかったから。彼はいう：

「これは、わたしたちの国土であるとおもいますし、そこでわれわれの父親や祖父たちが血を流したので、これらの島を渡すことは、どうしてもできません」。さらに、国際司法裁判所については、つぎのようにいった。

「われわれは、だれが国際司法裁判所にいるのか、なにがそこにあるのか、われわれの死活的諸問題 (кровные вопросы) の解決をなぜ局外の人びとに信頼してまかせることができるかがわかりませんし、もし判決が日本に不利であるとわかったとき、日本が、それを履行するかどうか不明であります。だいたい、自分のものを引き渡すことは残念でしょう」という。

多くの日本人が、係争4島がすべて日本領であることを信じきっているとおなじく、イーゴリさんも、多くのロシア人も、逆に、そうおもっているところに悲劇がある。

日ロ両国が領土問題を国際司法裁判所に付託するときは、**両国の付託合意と判決履行**を前提としておこなわれる。判決のどちらかが履行しなかったと仮定しても、判決の意義はすべてなくなるわけではない。

第1、法的関係がかなり明らかになる。

第2、判決を履行しない国家にたいしては、他方当事国だけでなく、国際社会から非難されるようになる。

第3に、多くの国際裁判所の判決のなかで、不履行は数少ないのである。

さらにイーゴリさんは、ロシアについて、つぎのようにいう。

「われわれは、ここロシアでは、国際法にかんする自国の法律を順守していない」といって、ロシアの格言をいった。

「法は、かじ棒がむくほうに、いきつく」(“Закон, что дышло—куда повернул, туда и вышло”)。法は、合理性と時代の要請にしたがい変化する。しかし、国連の国際司法裁判所が、賄賂とか偏狭な利害関係で判決をだしているとみるなら、それはまちがっているであろう。

イーゴリさんのつぎに、サーシャさんとわたしは、イズベスチヤ紙の極東支部を訪問した。わたしたちをむかえてくれたのは、編集主幹のレーズニク・ボリス・リヴォーヴィチ氏。ボリス氏は、タバコをすわないようであったが、わたしには灰皿をだし、そして国連の国際司法裁判所による領土問題については、つぎの旨のべた。

- 1) これほど病的なテーマにまったくふれないで、べつの方向で接近させる道を探究する必要があり、そして、ある期間が経過したら、べつの方向での接近の成果を利用して、新しい状況のもとで、この問題にかえることが必要である。
- 2) 国際司法裁判所なしで、両国だけで解決すべきである。なぜなら関係当事国の一国たりとも、自国を完全に満足させない国際司法裁の判決を履行しないだろうから。
- 3) 過般の戦争で、日本は侵略国であったので、島を引き渡すべきでなく、その領土の喪失により、正当に罰をうけたのである。

ボリスさんとサーシャさんは、その語調に差があるにしても、日本帝国の侵略性を指摘している点では、同じである。他方、これに関連し、日ソ中立条約とソ連の対日参戦についての論争もあるが、これには深入りせず、わたしは、いくつかの理由をあげて、主権問題の凍結、棚上げには反対である、とボリス氏に答えた。

1997年8月7日、胸騒ぎは、恋心によるにあらず

わがホームステイ先の隣人、ヴェーラさん（Лучкова Вера Ивановна）は、夕方“お茶を飲みに”（на чашку чая）こないか、とサーシャさんとわたしをさそふ。彼女は、ハバロフスクの技術大学の建築学科長であり、わたしの学生・山形君が、彼女の大学で、ロシア語を学びがてら、日本語も教えることになっていたもので、話しに花がさいた。

そうこうするうちに、例のごとく領土問題の質問ぐせの虫がさわいでしまい

(せめて彼女とは“お茶を飲み”だけにすべきであったが)、ついに口にてしまった。彼女は、質問が領土問題であるとわかると、一瞬のうちに緊張した顔つきになった。[いま考えると、彼女は領土問題で、過去だれかと口論したことがあるのかも知れない。]

わたしは、ヴェーラさんが、わたしの提案を注意深くきくようたのみ、そして説明しはじめた：「ヴェーラさんは、日本とロシアのあいだに領土問題があることはご存知ですね」

彼女の顔には、ひきしまった口元と目つきと、それに防御的な雰囲気であらわれてきた。わたしも馬鹿であった。このとき、“ヴェーラさん、わたしの質問に心配しないでください”と前もっていっておくべきであった。彼女は、かなり感受性が強いのであろうか、それとも、なにか領土問題ですでに不快なことを経験したことがあるためか、最初わたしの説明と提案をききはじめた序の口で、すでに彼女の心臓のたかまりを明らかに感じた。べつに、わたしのほうでは、これが日本領だとか、ロシアは不法とかの一方的意見は、ひとこともいっていないのにである。

彼女は、わたしが返還要求を提起することを恐れていたのかもしれない。ところが、じっさいは、ただ国際裁判のことをきいていることがわかったので、だんだん彼女の胸騒ぎはおさまっていった。われわれは、長いあいだ、この問題を論じた。結局、彼女のたどりついた結論は、外交交渉がうまくいかないばあいは、**国際司法裁判所で解決することもしかたがない**、ということである。

大学生になったばかりの彼女の娘マーシャさんは、短パンを着て、ソファのうえに座り、われわれの議論をきいていた。彼女の意見をきいたところ、

「わたしも、**先生の意見に完全に賛成だわ**」と行って、ほほえんだ。

「マーシャ、わたしはとてもうれしいよ、君がわたしの構想を理解してくれた最初の娘だ！」

サーシャの家に帰って、彼がいうには、

「わたしはヴェーラが、金子先生の構想に賛成するとはおもってもいなかったが、彼女の理性が、彼女の立場を明確にしたんだね」

サーシャと囲碁を一局やったあと就寝。目をつむって、わたしは、係争諸島が、自国領であると相手側に言い張る人たちは、もっと相手の感情を害し、また自分も不愉快になっているであろうと想像した。

3 モスクワ

1997年8月8日〔人の座席に居座るは国民性か？、所在なさの友〕

モスクワに行く日になってしまった。サーシャは、ハバロフスク滞在中に、いろいろ手伝ってくれた。あっという間に、当地で6日間がすぎた。

空港までは、囲碁仲間の「若い」セルゲイが、運転手になってくれた。周囲の街路樹が美しい。彼は大学を卒業したばかりだが、まだ就職していない。ロシアに失業者が多いし、日本でも大学生にとっては超氷河期といわれるほど就職難なので、べつにおどろかない。彼の専門は経済という。

わたしの構想について、彼の意見をもきいてみたかった。そこで要点だけを話し、

「2005年まで、日ロ平和条約の締結に成功しないばあいには、その最大のネックとなっている領土問題の解決を国連国際裁判所にまかせる。日ロ両国は、判決後2年以内に平和条約をむすぶ義務をおうという構想だ。セルゲイ君、きみは、この構造に賛成かね？」と運転手役をしている彼にきいた。

「もちろんさ」という。すごくうれしかった（このような回答にわだかまりある読者にたいしては、あまり目くじらをたてないよう乞う）。彼は本能的に全体像を感知しているのかもしれない。ロシアの若い人には、二人だけに説明したにすぎない。つまり、サーシャの隣人のマーシャと「若い」セルゲイの二人。おどろくべきは、くどくど説明することなしに、わたしの構想に賛成してくれたことだ。

ロシア人の若い世代は、わたしが説明するなら、70%ほどこのような合理的な道を選択するような「感」をもっているが、年輩のロシア人はそうはいかないだろう。ウラジオストクとハバロフスクの結果をまとめると、およそつぎの

ようになる。

A 若い世代 賛成 マーシャ、「若い」セルゲイ
反対 なし

B 30歳以上 賛成 ミハイロフ博士、サーシャ、レオニード、その妻、
ヴェーラ

反対 イーゴリ税務官、アンドレイ元通訳、ボリス

いまのところ、賛成と反対が7：2であり、さいさきがよい。

ハバロフスク空港。多くのロシア人にまじって、飛行機のタラップまでいき、その階段をのぼるのをまっていると、年輩の白い服をきた空港係員が、わたしだけに近づいてきて、パスポートをみせてくれという。

ハバロフスク空港では、ウラジオ空港とちがって、一度も空港職員や税関から不愉快な目を受けていないので、それほど不安感はない。何ということはない。べつの飛行機につれていかれた。

わたしの座席は、「12D」となっているが、そこにはロシア人らしい人がすわって、隣席の人と話をしている。彼に「12D」の航空券をみせ、

「あなたの座席は、ここですか」といったら、彼が答えるに、

「前の座席があいているから、そちらにすわってくれないか」という。その座席は、前が壁だけで、頭をゴツンとぶつけるくらい窮屈だ。北方領土問題はさておき、この乗客はずうずうしいとおもいながら、不満ながらも前列の空席にすわる。

このようなずうずうしきは、日本人の国民性からはほど遠い。ふつう日本人は、ある人から、自分がまちがっている座席に座っていることを指摘されたばあいは、まずお詫びの一言はかならずいい、そこを立ちさろうとするだろう。

しかし、日本では、まず考えられないこの乗客の態度は、北方4島でのロシア人の“居座り”に関係あるかなと、一瞬おもわれた。(冷厳な国際関係では、もちろん、べつの次元で考える必要もある。世界の大多数の国家は、ロシアによる4島の占有が不法だと断じていない)。

ウラル山脈がみえてきたころ、夕食がだされた。この山脈が、ロシアをアジア部とヨーロッパ部隣に分けている境界だ。ここで考えよう。ここのアジア部には、いま太陽の光をうけ、森と野辺の動植物は、シベリアのきびしい環境にうまく順応しつづけるだろうが、ここのシベリアっ子、それにロシアの極東と極北の人びとは、きびしい国際環境に順応できるだろうか、という疑問が頭のなかに浮かんでくる。

外部からの力が強いばあい、それを回避したり、それから逃避したりするばあいもあるが、わたしのいっているのは、シベリアと極東の人びとが、主体的に判断し、国際社会、ひいては地球号の一員として妥当な判断ができるだろうか、という疑問だ。

国際法のいわば空白遅滞は、憲法の空白地帯と同じく、望ましい社会現象ではないが、ミハイロフ博士によれば、国際法学者は、この山脈のエカテリンブルグに1人いるだけで、ここから東の雄大で美しい大地には、ウラジオストク市だけにしか国際法学者がいない。

他方、知識が万能ではない。知識の不当な適用は、むしろ人間を横柄にしたり、人間に苦痛をあたえたり、ばあいにより大量殺戮さえ引き起こす。（世界の民族のなかには、じぶんの言語の文字をもってこなかったものもある。インドのサンタ族は、もし文字をもつと、支配者と被支配者があらわれると考え、文字文化を否定した）。

さらに人間は、知識にかかわらず、社会を維持するための良識的な感覚をもちあわせている。シベリアや極東の人びとに期待できるのは、まさにその良識であり、わたしは何回もそこでの滞在を重ねているうちに、政治家より、むしろ一般の庶民には、そのようなバランス感覚があるのでないかとさえおもうようになった。

機内の隣席のミーシャさんとわたしは、ときおり雑談してきたが、こんどは北方領土問題にふれてもよいとおもい、

「ところで、ミーシャさん、きみの意見をきかせてくれないかね、北方領土問題についてだが……」といった。

「島々のことですか？」

「そう、係争諸島の帰属についてです」

「共同管理とか、2島を返還するとか、**なんかの妥協が必要だ**と思いますね」

ミーシャさんのいう共同管理とは、島をロシアの主権下においての日ロ協力をいっており、「共同管理」をそれぞれ異なったように解釈しているようだ。ともあれ、わたしは国際司法裁判所の利用についていったら、彼は一言で

「それは良いね」という。彼のように法学を勉強し、若い世代の学生なら、80%までそういうかもしれない。しかし、残念なのは、日ロ両国に世論調査がないことだ。……

こんど、わたしは右隣にすわっている**若い女性**に質問したいのだが、突如こんな堅い話を美しい女性にしてもよいものかとためらった。眼前が壁だけの座席に座っていると、そのうちたいくつになってくる。「人びとは所為なきから友となる」ともいう〔プーシキン、「エヴゲーニンとオネーギン」、第2章13〕。

そうおもしろい、わたしは窓側のそのご婦人にいった：

「あの一、あなたに質問があるのですが、よろしいでしょうか」

「どのような？」

「あなたは、日本とロシアの間に領土問題があるというのをご存じでしょうか」

彼女は、どこに4島があるかわからない。わたしは日記の表紙に地図を書き、そしてこれが係争4島だとボールペンでしめし、そして、

「あなたはどこで生まれたのですか」ときいたら、彼女はモスクワ市近くで生まれたという。わたしは自分の構想を説明した。そしたら彼女は、なぜ2005年という数字がでてくるのですかと質問する。彼女はもっと早期の締結を望んでいるのかなとおもしろい、

「これは、領土問題を将来の世代の解決にまかせたいというエリツィン大統領の意向との妥協の産物です。早ければ、早いほどよいのです。あなたは、どのような期間がよいのですか」ときいたら、彼女ははっきりいうことができなかった。結局、彼女はロシアにはいろいろな問題があり、その諸問題を解決してか

ら、この問題を考えるべきだという。いつロシアが自国の難題を解決しえることやら？ 気が遠くなる話だし、見通しが無い。

彼女は、生活に疲れているようにみえた。か弱い女性と議論する気になれず、所在なさから日記を書く。（権利・義務関係が争われ、その確認を回避するのは、だだっ子やヤクザの論理で、法治社会では正当化されないのであるが……）

シェレメチェヴォ空港についたら、モスクワ大学からは、ビクトルという青年が、「КАНЭКО РИКИО」（カネコ・リキオ）という大文字で書かれた紙をひろげてまっていた。彼のTシャツには、「歌舞伎」の絵模様がプリントされており、20代の青年のようにみえる。モスクワは、青空に白雲が浮び気持ちよい。

モスクワ訪問のわたしの目的、領土問題のわたしの構想を話し、彼が賛成するかを聞いたら、それは賛成だと答え、それに**その解決方法が合理的だ**と答えた。わたしは気をよくし（なぜかという、若者の中に誰も反対者がいなかった）ので

「ロシアの若い世代は80%この構想に賛成だとおもうね」といったら、

「いまのロシアの若者は、自分のことだけ考え、アメリカ化されている。80%の数字がでてくるかねー」といぶかる。

車は、真夏の青空でおおわれたモスクワ中心街にはいっていった。やがて、モスクワ大学に到着。外見はわたしが1989～90年に同大で留學生活を送っていた当時とはほとんど変わっていない。しかし、内実はかなり変容しているに違いない。

1997年8月9日(土)〔大学寮〕

わたしにあてがわれた部屋は、本館の「ベー区域」(ЗОНА Б)の766号室の1部屋で、ここには電話もなく不便だが、わざとこのような寮を選んだので、しかたない。わたしの隣部屋には、カナダから来たフレード教授が住んでいた。この階には、日本人や韓国人が多いという。土曜日なので、あちこちに電話しても通じない。

1997年8月12日(火)〔出版社の女性責任者が賛成〕

チシュ・ガリーナ・ウラジーミロブナさんは、60代前半であろうが、活気があり、実務的である。彼女は、ロシア・プロ作家同盟のエリア・アルト出版社が出版したわたしの本「おずおずした桜の芽」の責任者であり、ようやく彼女とモスクワ大学で会うことができた。

彼女は8冊ほどわたしの本をもって、わたしの部屋に現れた。これは、昨年シベリアとロシア極東を旅したときの紀行文のほかに、帰国後に書いた日記のロシア語訳である。

わたしの本が、初めてロシア語で出版されたことしだい、わたしはうれしく、またほっと安心した。彼女との事務的なことが一応終えたとき、また領土問題の話しになった。彼女はわたしの説明を途中まで聞いて、

「妥協が必要だわ」といった。わたしは彼女が最後までわたしの話を聞けば、わたしの構想に賛成するだろうと直感した。案の定、彼女は賛成した。出版よりも、こちらの方がずっとうれしい。

1997年8月13日(水)〔ロシアはいま日本との領土問題どころではないのよ〕

昨日わたしの部屋に電話がはいったので、急に忙しくなったような感じだ。オブローモフの生活から脱出して今日は、エリザベータさんの家に行かなければならない〔彼女については『日ロ関係年鑑』8号、9の14項〕。

エリザベータさんの住居は、「1905年駅」の近くにあり、この付近もモスクワ市の中心部にあるので、いつきても車や人の往来が多い。彼女の居室で、彼女と夫のレフさん、それにわたしとで最近のロシアの一般的な状況に話題がおよんだとき、やはりエリザベータさんは、神経質そうに、顔にしわを寄せ、

「最近のロシアは安定していないのよ」と早口で話す。彼女は、60代後半というのに、動作も機敏で、驚くほどの記憶力がある。食後は、彼女のいろいろな話を聞いた後、今度わたしの方からは北方領土問題の口火を切った。彼女は、なにかいやな話題であるかのような表情をしめした。

「ロシアは、いま日本との領土問題どころではないのよ。最近、あるグループ

が日本からきて、有力な人びとと会談したかったようだが、ロシア側が多忙であったため、彼らとの対談はできなかったみたい」と早口で説明する。ロシア人は、ほとんど現在では、日ロ間の領土問題に関心をしめしていないと、女優の山之内重美さんはいった。

1997年8月14日(木)〔ルカーシク教授の提案〕

11時30分に、エリザベータさんとカーニン通りのドム・クニーギ前で会い、その後「国家と国の研究所」のルカーシク・イーゴリ・イワーノビチ教授と会見する。

彼に時間があまりないようで、すぐ本題に入った。わたしの説明後、教授は具体的な提案ということになれば、「今世紀末日」、「2005年」、「2006年」、「2年以内」とかの時間割について、共同グループの各人の意見が異なるであろうから、むしろ一般的な形態の方がよいのではないかという。すなわち、共同宣言の骨子は、



国際法の大御所ルカーシク博士とエリザベータさん

- 1) 1993年の東京宣言にしたがい、両国は、法と正義の原則にもとづき、できるだけ早期に平和条約の締結について努力しなければならない。
- 2) もし外交交渉で平和条約を締結できる見通しがなければあいは、その最大の障害となっている領土問題の解決を国際司法裁判所に付託する。

さらにルカーシク教授は、次のようにのべた。

- 1) 草案は、全体として、正しく問題を理解している。
- 2) 50年以上にもわたる平和条約の不存在は経済的に大きな損失である。
- 3) いまロシア国内には、複雑で重要な問題が山積みしている。それゆえ、領土問題が、すぐ解決されるとはおもわない。
- 4) 基本的文書は、1956年の日ソ共同宣言で、これは条約である。(したがって、日ロ平和条約締結後には、齒舞と色丹は日本に引き渡される一金子)

ゲーリャとは、モスクワ大学で夕方7時に会うことになっていたが、わたしの方が遅れてしまった。彼女は、わたしと背丈が大体おなじだ。これほど高かったのであろうか。2年ぶりの対面で、彼女はとても喜んだ。彼女は金髪で、口には紫がかった口紅をつけている。

あれこれ状況を話した後で、わたしの訪口の目的をいい、「まずこの共同宣言案を読んでほしい」と彼女にその草案をみせた。彼女が読んだあと、興味をもって、わたしは彼女にこの構想に賛成かをきいた。

「ええ、**原則的には賛成です**。ただ、ロシアは日本に島を返すことはないとおもうわ」という。

彼女は、かつて日本語を勉強し、わたしの家にホームステイしたことがあり、当然、ほかの女性よりは日ロ関係の改善に興味をもって、わたしの構想に賛成したのかもしれないが、ただ自国ロシアの将来の態度については、彼女の直感を率直にそう言ったのであろう：「ロシアは日本に返すことはない」

だれが確信をもって、彼女の直感に反駁することができるであろうか。そのような可能性だって十分ありうるのである。ともあれ、30代前半のゲーリャが、わたしの構想に賛成してくれたので、彼女に握手の手をさしのべた。

「ゲーリャ、君はわたしの構想に賛成してくれたロシア女性の5番目だ。わたしは、とてもうれしいよ」

彼女は車を待たせており、また後日に会うことにした。

1997年8月15日(金) [わたしのものは、わたしのもの。あなたのももの、わたしのもの]

わが国に何らかの関係のあるロシア人は、どちらかといえば、わたしの構想に賛成しがちかもしれないので、より客観的な数字を把握するためには、一般ロシア人の意見を知ることも必要だ。そうおもって、まずはこの階の当直人のところにいき、彼女にわたしの草案をみせた。彼女は灰色の髪をした女性で、50代であろうか。彼女は、係争諸島がロシア領であることを前提に話し、

「日本側がこれを租借するという形態がよいとおもう」といった。わたしは「租借する」というアイデアに一瞬ためらいながらも、もしロシアが絶対に千島にたいする「主権」を放棄しないというのであれば、それも仕方ないのかとおもいながら、しかし、それは現実性が少なく、それにもまして、それが最終的な解決にはならないような気がした。国際法上の「租借」は、たとえば、香港のように、租借国は、あたかも租借地が自国領であるかのようにそこで統治できようが、いずれ租借国に返還しなければならないことになる。ロシアが千島にたいする「主権」をもつことにし、しかし日本側が永久に租借するというのも、別に国際法に反しているということにはならないであろう。しかし、だいたいそのような形態にロシアと日本が賛成するであろうか。法的に可能であるとしても、それは望ましい形態ではない。そのように妥協するよりも、やはり両国の主権の及ぶ範囲を明確に確定した方が、政治的、法的、社会的な安定性が維持されるであろう。

わたしは、この当直の女性が北方4島をロシア領だと判断していることに、別段驚かなかった。「あなたは、そう考えているが、多くの日本人はそうのように考えていない。これは法的な問題であり、国際社会でも法が支配しなければならない。物理的な力とか、軍隊だとかでなく……」とあって、そして肝心のわたしの草案には賛成かとあまり期待せずいきいた。

「この考え方には賛成だわ」と彼女はあっさりいった。わたしはうれしかった。

「で、あなたの名前は何といいますか」

「なにに使うの？」

「私は日記を書いているのです。わたしの草案について語ってくれた人については、いずれ本にしたいと思って……」

彼女は名乗らなかった。仕方ない。

昼食後、7階で顔見知りの別の当直人を見つけたので、わたしの草案について、今度は彼女の意見を聞きたいとおもった。この7階には、少なくとも4人の当直が働いているようだ。彼女は金髪で、テレビを見ている。わたしは彼女のそばのソファにすわり、彼女からわたしに何か話しかけてくるのを待っていた。みたところ、彼女は35歳前後。彼女との対話で注目されるのは、

「わたしたちロシア人は、日本人に千島を返還することはしない」といったことである。もちろん、彼女は係争諸島がロシア領であることを当然視していた。

「日本人たちも、係争諸島が日本領であることをますます確信する傾向があるんだ。わたしがあなたにお聞きしたいのは、どちらの主張が正しいかということではなく、このように両方に法的に重大な紛争があるとき、長年の外交交渉で解決できないなら、国連国際司法裁判所に問題を付託する方法に賛成か反対かということです」

「誰が、あなたの草案に賛成する学者がいますか？ わたしには、それにお答えする権限がありません」

もう彼女は論理というより、感情に走っていたのかもしれない。わたしは彼女の感情を刺激したとすれば残念であった。彼女にしても、第2次世界大戦の原因や結果には責任ない世代なのである。しかし、その後わたしは妻が「わたしのものは、わたしのもの。あなたのももの、わたしのもの」という冗談を思い出した。日ロ両国とも、そのような我欲から免役であろうか。

わたしは3時にロシア民族友好大学で、ブリシェンコ博士と会うことになっていた。彼は同大で国際法を担当しているが、同時に博士は、国際法大学の学長でもある。学長は多忙で、わたしの構想とその本質を率直に語ってくれるよ

うにいった。わたしは、そこで博士とは、友人に話すかのように、自分や他人の感情面までにふれてしまった。

十分だ。もはや今その曲は、昔ほど甘くない。——シェークスピア

Enough; no more, 'T is not so sweet now as it was before

「わたしは、この問題についてロシア人と話すときは、『あまり心配をしないでください。わたしは、係争諸島が日本領であるとか、ロシア領であるとかを主張しているのではありません』と前置きをいうのですが、それでもあるロシア人たちには、すでに緊張の表情があらわれたり、心臓の鼓動がにわかにか高まったりするのを感じるのである。感情の流れは、時には恐るべきことが起こるものである。わたしは、続けて次のようなことをいってしまった。

「わが国は、ソ連、その後はロシアと50年以上も外交交渉を続けてきたが、外交当局からは、両国民に対し、『領土問題について交渉した。両国が、平和条約の早期締結のため今後も努力することに合意した』との共同声明とかコミュニケなどを何回ときかされてきた。いまは、かつてほどその声はあまくない。もう聞き飽きた」とまでいってしまった。学長はただ黙してきいていた。わたしはすでに感情の世界に入り込んでしまったのに気がついた。学長はわたしのいうことを最後までききたいようにみえた。そこで続けた。「50年以上も、こんなことでいいのであろうか。わたしの見方では、いわば、これは子どものケンカと似ている。『これはおれのオモチャだ』『なにをいうの！ これはわたしのものよ』といいあっているのである」と両国の外交当局を子供のレベルまでに下げたのである。

わたしは、これについては、両国の外交当局にお詫びしなければならない。やはり、これも双方の感情を傷つけるからである。彼らにしても、ある一定の戦略といろいろなしがらみのなかで、子供の数千倍あるいは百万倍もの知識と情報にもとづいて行動しているであろうから、子供の口論まで次元を下げることは誤りであろう。

しかし、子供のケンカをみるまら、ましてオモチャの帰属先についてのケン

かなら、たいてい当日、あるいは長くとも一週間以内には解決するであろう。隣人間の境界争いにしても、長引いても、10年以内には解決できる。正当な権利を有すると判断する当事者は、相手が争うなら裁判所に訴えることができるからだ。それからみると、より中立的かつ公正に紛争を解決する国際司法裁判所があるのに、それに紛争解決を付託せず、一方的な判断にもとづいて、相手国を非難しあうことは、子供のケンカや隣人同士の境界争いより美しくないとはいえるであろう。つまり、きたないということだ。

この学長室には、わたしを玄関から案内したイーゴリさんが、最初はタイプを打って、自分の仕事をしていたが、わたしの話が力んできたので、わたしの話をきいているようであった。わたしは、戦争をよく知らない日本の若い世代は、ますます一方的に「係争諸島は、疑いなく日本領だ」と考えるようになるだろうとの判断を4つの例を挙げて説明し、ロシアの若い世代も、残念にも日本の漁民を銃撃してもそれほど良心が痛まなくなるだろうと予測をのべ、「なぜ第2次世界大戦の結果に責任のない21世紀の若い世代の背に、このような過去の重荷を置き去りにするのであるだろうか」と強調した。わたしは、ブリシェンコ国際法大学の学長がどのような考え方の持ち主かまだわからなかったが、それにかかわらず、そういった。

学長が口を挟んだのは、ただわたしが適当なロシア語がわからないとき、彼がうまくその単語をいつてくれたときだけである。学長は、60代または70年代であるかもしれない。わたしは、旧世代の無責任さを学長のまえで追求しているものか一瞬とまどったが、わたしは、思い切って吐露した。

「美しくない」とまず切り出した。何がかというと、

「戦争を起こした世代が、その後始末をせず、責任のない21世紀の若い世代に重荷をどっさり置き去りにするのは……」。

「ブリシェンコ先生、お気づきでしょう。わたしにしても、戦争に責任がないのですが、こんなに心が痛み、息が詰まり、そしてロシアの若い世代は、おそらく良心の苛責なく、日本の若者をもふくむ、漁民を銃撃し、日本の若者たちは、いっそうロシア人を憎むようになるかもしれないのです」

国際法の問題について、国際法大学の総長に説明する必要はない。「だからつぎの4点を国連国際司法裁判所に付託することを提案したいのです」といって、その4点を読みあげた。学長は、第4点の1956年の日ソ共同宣言の項目は不必要ではないか、これは条約だから、とのべたが、わたしはこういった。

「わたしの見解では、これは必要だと思います。なぜなら、ソ連政府も、ロシア政府も、これに言及することを回避し、これが両国を拘束する条約であることを明言しないからです」と答えた。

結局、すぐ学長はわたしの考えに同意し、これらの質問形態で国連司法裁判所に問題を付託する草案に同意した。もちろん、学長はこの共同声明のグループに加わることに賛成した。草案の本質的事項について、わたしと国際法大学総長の間には、何ひとつ論争がなかった。わたしは、非常にうれしかった。

その後、エリザベータさんと会うことになっていたので、彼女の家に行った。レフさんは、自室で読書をしていた。

「エリザベータさん、今日も大収穫だ。学長は、一言で賛成してくれた」。彼女も喜んでくれ、あれこれ自前の料理を作ってくれた。何とおいしいこと！

「おなかが空いているからよ」

「おいしいから、おいしいんだ」。こういう時は、例にないほどの食欲だ。

1997年8月16日(土)〔我田引水〕

きのうの夕方、エリザベータさんは、わたしが泊まっていたほうがよいというので、そのご厚意にあまえた。

「今日は、どのような計画が金子さんにありますか」という。

「まず比較的多くの若者が読者になっている新聞社にいきたいですね。そこで北方領土問題にかんする構想についての記事を寄稿したいし、だれか若者の団体の長が、わたしたちの共同グループに参加してもらう経路をみつけなければならぬよ」といったら、さっそく彼女は、「モスコフスキー・コムソモーレツ」に電話してくれたが、彼女がいうには、同社は北方領土問題にかんする記事は取り扱わず、全国紙なら取り上げるかもしれないとのこと。各社には、それぞれ

れの方針があるから、これも仕方がない。

朝、エリザベータさんの買い物を手伝う。買い物から帰る途中、「イズベスチア」紙を買う。コンドラショフ記者の日本関係の記事がある。彼は、とりわけ、つぎのむね書いている。

モスクワ・東京間の関係で、不活発な時期が長びいた。南千島の古くからの係争問題が、これをさまたげてきた。いまや橋本首相は、利益をみのがすことを意識して、日ロ関係がもっとも遅れていると断言している。首相の言葉を借りると、ロシアは、中国より優先度が高い。

対ロ関係では、3原則、すなわち、信頼(доверие)、相互利益(взаимные интересы)、長期的視点(долгосрочные перспективы)が推奨されている。

信頼は、個人的な面にもとづいている。橋本首相は、デンバー会議前は、G7をG8にすることに反対していたが、急転直下その態度をかえた。彼は、本年どこか極東で、エリツィン大統領と非公式的に会見することを提案した。

情報筋は、他の2つの原則、すなわち、相互利益と長期的視点が、内容からして、主要なものであると考えている。長期的視点とは、「北方領土」問題における《新たな局面》、すなわち、その問題を長らく棚上げする用意のあることを意味している(一金子)。相互的利益については、日本の実業界が考えることができる……

わが国で、3原則が発表されたときは、相互利益の原則と長期的視点の原則の適用事項が不明確であったが、「情報筋」(おそらく日本側)からえられ、コンドラショフ記者をとおしてイズベスチア紙に掲載されると、当地モスクワでは、

長期的視点の原則は→領土問題の長期棚上げ(したがって平和条約の早期締結は問題一金子)

相互利益の原則は→経済的分野に適用される

と解釈されるようになる。橋本首相は、長期的視点の原則を提示することにより、領土問題の長期的棚上げを公言したのであろうか。わたしが日本を出発

する前は、相互利益の原則は領土問題にも適用される余地もあるだろうとおもい、もしそうであるなら、領土問題は互惠の精神にもとづき解決されなければならないとのわたしの持論にも一致していたので、首相の提言を評価したが、モスクワで解釈されているように、領土問題の長期的な棚上げを意図したのであれば、それだけ「長期的視点」の原則を評価できない。

「相互利益」の原則についていえば、経済的行為はふつう相互に利益があるとき設定され、日口の経済関係にも、ふつう相互的利益でおこなわれてきたであろうから、「原則」として政治的に強調する必要はない。これは、自由な市場で、売り手と買い手が、相互に利益があって売買しているとき、政治家が、あえて「相互利益」の原則で今後は売買がおこなわれるという必要がないのと同じである。

ともあれ、コンドラショフ記者の記事では、前掲のように解釈されていることに驚く。1993年の東京宣言は、どこに消え去ってしまったのであろう。同宣言のなかでは、双方は、法と正義の原則に基づき、日口平和条約を早期に締結するよう努力する、と予定されていたのに……

エリザベータさんのところに、わたしは日曜もう一泊することにした。彼女は、それでは山之内重美さんを明日の夕方に招待するというので、また買い物と一緒にいかないかという。

8月16日というのに、モスクワは肌寒く、セーターのうえに背広を着て外出する。街中では、コニカとかソニーなどの広告をみる。わたしが橋本首相の3原則を話したら、

「エリツインの任期は、もう2年しかなく、最後の1年間は選挙運動が始まるから、領土問題は、それどころでないのよ」という。

「ところで、エリザベータさん、わたしの構想について、あなたの意見をまだきいていないが、エリザベータさんは、それに賛成ですか」

「それには、すべて賛成よ」

エリザベータさんの夫レフさんは、朝から小雨なのに、別荘に野菜や果物をとりにいき、夕方に帰ってきた。わたしの草案について、彼の意見をもききた

かったので、

「ただ一言だけ、わたしの構想に賛成か反対かききたいんだけど」といった。

「わたしは歴史的なことをあまり良く知っていないんだが」

「わたしの構想は、そのような具体的な知識にあまり関係がないんだ」といつてから、草案の内容を説明した。

「で、外交交渉で、たとえば2005年まで解決できない場合、2006年に紛争を国連司法裁に付託するというものだが」と結んで、

「結局、このような草案に賛成かということですか」と質問した。

「ダ・ダ」(はい、はい)とまたいう。

「わたしの構想に賛成という意味での『ダ』かね」と念をおした。

彼は「ダ」と大きな声でいった。何とすばらしい。たとえ具体的な歴史的事実を知らなくとも、紛争解決の合理的方法について、レフさんも、ただちに本質的なことを理解したロシア人のまれな一人である。《常識的な人間であれば、ただちにそのような結論になるはずだ》とおもった。

それかといって、レフさんも、エリザベータさんも、係争諸島が日本領だと考えているのでない。

「なぜ日本政府は、これらの島が日本領だと考えているのだろうか」と彼女はいぶかる。そこで、日本政府だけでなく、ソ連政府やロシア側の法的見解を説明した。そうこうするうちに、互いに自分の意見に熱が入ってきて、

「ロシアは、北方領土の問題どころじゃないのよ。チェチェンの問題、給料の未払い、マフィアの横行、失業者の増加……」とエリザベータさんがいう。

「そのような状況が領土問題を未解決のまま残すことを正当化するものではないとおもう」とわたしは反論し、

「わが国がサンフランシスコ講和条約を結んだ1951年当時の日本をみてください。米国の占領下にあった。体制的な変革、スズメの涙ほどの給料、引揚者たちの住宅難、闇経済、失業者、犯罪、東西対立の激化のもとでの国内の対立や騒乱……当時の日本の状況は、いまのロシアより悪かったといえる。それでも、日本はサンフランシスコ平和条約をむすんだのです」

「それでも、日本は米国の援助のもとにあったのではないか。金子さんは、マーシャル・プランをご存じでしょう」とレフさんがいう。それから、彼はロシアの経済問題に移り、年金やコルホーズなどの横道に入っていく、口角砲をとばして早口に愚痴をこぼし、それにエリザベータさんが追加的説明や自分の不満をぶちまける。あれほど早口で夫婦が社会にたいする不満を矢継早にしゃべりまくると、半分以上ロシア語を感覚で理解するしかない。

「ともあれ、こんなに自由に外国人と話せるようになったことは良いことだ」とレフさんはいう。

「そう、自分の党だけ正しいとか、自国の判断と行動だけ正当化されるというドグマから解放されるべきだ」とわたしはいい、

「だから、より中立で公正な国際司法裁判所に紛争の解決を付託しよう」と提案するのだ」とむすんだ。

1997年8月17日(日)〔トーリャさんの翻訳〕

あるロシア人（トーリャさんと呼んでおこう）にわたしの日記に一部の翻訳を依頼した。彼は、わたしの提案の要点を理解し、これについてのわたしとロシア人との会話を翻訳した。わたしの草案について、賛否をきいたところ、彼は、何か良い方法で解決されることを期待しているが、それが不可能であるなら、**国際司法裁判所を利用することも仕方がない**という。

「そう、結局、それはわたしの草案に一致するんだよ」と答えた。

トーリャさんと別れてから、エリザベータさんのところに行く途中、「1905年駅」で花束を買おうとしていたとき、わたしの背をたたく人がいる。振り向くと、山之内重美さんだ。いつ見ても彼女は魅力的だ。わたしたちは、エリザベータさんのところにお客に招待され、スイカ、メロンなど例にないごちそうで歓待された。

エリザベータさんの家でくつろぎ、テレビをみた。そしたら、チェチェンで行方不明になっていたロシアのテレビ会社のジャーナリストが釈放されたニュースがはいつてきた。明日は、エリツイン大統領とチェチェン大統領との

会談が予定されている。北方領土問題とチェチェン問題はロシア人の心理的側面では、少なからず連動性をもっているようだ。

1997年8月18日(月)〔「イズベスチヤ」紙と「プラウダ」紙の反応〕

朝、エリザベータさんは、わたしに自分のところで洗濯した衣類を渡した。洗濯された衣類は、さすがに気持ちがいい。彼女は、拙文の投稿のため、いくつかの新聞社に電話し、その段取りをつけてくれた。

「プラウダの編集部は、この領土問題は解決済みで日口間に領土問題は存在しない、といったが、この問題で、金子さんと話す用意はあるといったわ」とエリザベータさんがいう。プラウダは共産党系の新聞で、領土問題は解決済みとの旧ソ連共産党の立場と軌を一にしている。

レフさんが、わたしが日記を書いている客間にはいつてきた。そして、共産党がさらに選挙で議席をのぼすか、または右派のジリノフスキー・ロシア自由民主党かはわからないという。彼らが議席をのぼしたばあい、さらに日口間の妥協は困難になろう。

大欲は無欲に通ずる

われわれ囲碁仲間では、「大欲は無欲に通ずる」ということが、よく理解されている。どん欲に相手の石（兵隊）を取り、不合理に自分の領域（領土）を拡張しようとする、かえって戦局が自分に不利に展開し、その結果自分が負けてしまうということである。ロシアも、日本も、そうなるのではなく、両国に相互に利益をもたらすような形で、領土問題を解決しなければならない。

きょうは、プラウダ新聞社に行くことになっていた。プーシキン駅に早めについたので、プーシキン広場に行く。すごい音量の演説がきこえる。何かとおもい、公園にはいつていくと、ロシア自由民主党のジリノフスキー氏だ。自由民主党の支持者たちは、同党の青色の旗をもち、「NATO（北大西洋条約機構）はでていけ！」とかのいろいろなプラカードを手にはしている。党首は、

「ロシアを愛し、自由民主党を支持してください」と力む。

イズベスチヤ新聞社は、プーシキン広場のすぐまえにあったので、ここに飛びこむ。運よく外務局編集員のアレクサンドル・スイチョフ氏と会うことができた。彼は、40代後半のようにみえる。わたしは寄稿文を手渡し、2005年まで平和条約が締結されなければ、領土問題を国際司法裁判所に付託するという要旨をのべ、

「これについて、一言付け加えたいのですが、意外とロシアにはこのような構想を支持する人々が多いということです。わたしのロシア滞在中、わたしが話しかけたロシアの若者たちは、だいたいわたしの構想に賛成してくれました。だいたい7：3の割合でこのような構想に賛成する人が多いです」

外務局編集員のアレクサンドル氏は、わたしの寄稿文について、つぎのように述べた。

- 1) 千島列島の問題は複雑である。
- 2) 千島列島の千島を日本に引き渡すことは、不可能である。そこでは、われわれの父親たちの血が流された。
- 3) 千島列島には、人びとが生活し、そこには彼らの家族、親、子供がいる。
- 4) 考えてください、生きている人びとをどのように他の場所へ移住させることができるだろうか。これは悲劇です。[わたしは、移住については一言もいっていない]。
- 5) ロシアの政治的および経済的情况を考慮することが必要である。
- 6) おもうに、この問題の議論を期限付きでない将来に、次の世紀に延期することが必要である。
- 7) その後いろいろな選択や構想があらわれるだろう。たとえば、千島を自由地域にするとか、そこに合弁企業を設立するとか、などである。
- 8) 寄稿文は、われわれは注意深く検当し、その決定を、あなたにお知らせする。

外務局編集員のこのような考え方は、同時にイズベスチヤ紙の方針であるかもしれない。わたしは、拙文がイズベスチヤに掲載されることに、あまり期待しなくなった。

プラウダ紙は、それ以上に望みがないが、むしろここではどのようにわたしに反応するかをみるのが興味深かった。わたしに応接したのは、同紙の編集員ガラベンコ (Головенко) 氏である。彼は、わたしが手渡した国際司法裁への付託の原稿を読み終え、つぎのむねのべた。

- 1) われわれのロシアには、千島列島の問題は、存在しない。これらの諸島は、われわれに帰属する。このことは、まったく明らかである。戦後の協定が存在する。これは、われわれにとって基本的なものである。
- 2) この寄稿をわれわれの新聞で印刷することは、まったく奇妙なことになる。わが社は、野党の立場にあり、人びとや、われわれの専門家は、どうだろうか。
- 3) 戦後の決定は、疑いをいれない。もし日本人たちが国際裁判所に提訴したいなら、そうするがよい。〔ガラベンコ氏は、ロシアの合意が必要なことを知っているのだろうか—金子〕
- 4) この記事〔わたしの寄稿文—金子〕は、ひじょうに表面的に書かれている。
- 5) 若い世代は、およそこの問題からひじょうにかけ離れており、彼らの意見は、だれもきかないであろう。
- 6) ウクライナとの領土問題、チェチェン問題などの重要な国内問題がある。ガラベンコ氏は、国際法専門家でなく、またわたしの目的は、法的争点について議論することでもなかった。彼の感情を害しないように反論しなかった。岩のように固い信念、あるいは共産党系にある新聞社の方針をわたし個人が短時間で説得できるものでない。

ただ、私の寄稿が「表面的に書かれている」という批判については、国内社会でも、また国際社会においても、法治社会—法が支配する社会—を重視しないロシア人の一般的な意識を反映していると言だけいっておきたい。

少しがっかりして、エリザベータさんの家に帰ってきた。テレビをつけると、トップ・ニュースは、エリツイン大統領とチェチェン共和国大統領のアスラン・マスハドフが共にならんで立っている。チェチェン独立問題は、依然としてく

すぶり続けているのだ。（参照、『日ロ関係年鑑』7号、13～26頁。）

1991年、保守派のクーデターの際、チェチェンは独立を宣言した。その直後のロシア連邦条約にチェチェンは調印せず、ついに1994年12月12日、ロシア軍は本格的にチェチェンに軍事侵攻を開始したのであるが、チェチェン制圧に成功せず、今回の交渉では、ロシア・チェチェン関係の緊急な問題が検討された。会談後、エリツィン大統領は、ロシアとチェチェンは、一緒に進むであろうとの確信を表明したが、実際は、どう展開するものであろうか。

いままで、5名のフランス人、2名のドイツ人をふくむ、1400名余りのロシア人の行方が不明であった。チェチェン大統領のモスクワ訪問前、同大統領は、グルジアと国家間関係の樹立の問題について交渉し、このようにして独立国としての国際的承認を期待していた。

チェチェン独立の志向は根深い。チェチェンの首都グロズヌィで、「カフカス連合」の設立大会が開かれ、これには北カフカス、グルジア、アゼルバイジャンの政治団体の代表者が参加した。大会は、その目的として、独立コーカサス連合と「ロシア植民地主義」にたいする闘争を宣言した。北カフカスの状況は、激化しているようにみえる。

1997年8月19日(火) [70%が肯定的か?]

午後3時頃、エリザベータさんは、ロシアの学者や外務省、新聞社などとの連絡などで何かに手伝ってくれる。夕食後、彼女は何か手伝うことはないかという。日記の翻訳で手伝っていただけないかと頼んだら、彼女は、これも快諾してくれた。彼女は片言の日本語を知っているだけで、結局、わたしが、一応ロシア語に訳したものを彼女が点検する。「ロシア人の若い世代は、70%ほどこのような合理的な道〔外交交渉で2005年まで平和条約を締結できないばあい、その最大の障害となっている領土問題の法的争点の解決を国際裁判所にまかせるといふ打開策〕を選択するような感を持っている」といったら、「金子さん、70%ほどいるとはおもわないわ。金子さんに肯定的に答える人は、それは、あなたが日本人だからよ」と彼女はいう。

「そうかも」

「もし正確に答えようとするなら、大講堂に若者たちを集め、大講堂などで質問されるなら、そのときには正しいパーセントになるでしょう」

「そのときは、周囲のロシア人を気にするため、少なくなるだろうね」

しかし、多くのロシア人と日本人がテレビで、いろいろ議論し、国際司法裁への付託についての当否のアンケート調査をとったら、どのようになるであろうか。やはり、70%の数字にはなる可能性が高いであろうとおもう。帰国後、学生たちの無記名の回答を調査してみよう。

夜1時まで、エリザベータさんは手伝い、またこの夫婦のところに宿泊した。

1997年8月20日(水)〔われわれの立場は、以前と同じ〕

国際司法裁への付託についての「金子私案」は、数日前にロシア外務省のジョストキー・セルゲイ・ウラジーミロビチさんに渡し、きょう電話することになっていたので、同省に電話をした。わたしは、ロシア外務省から、国際司法裁付託についての肯定的な解答は期待していなかった。ジョストキー氏は、つぎの旨、わたしにいった。

1) 金子氏がロシア外務省に渡した共同声明案は、外務省によって検討されているであろう。その結果は、8月25日～26日に回答するであろう。

2) 北方領土問題にかんしては、われわれの立場は、以前と同じである。発展が可能であるのは、千島列島の住民との交流、ビザなし渡航である。

ロシア外務省で、わたしの提案が検討されただけでも良いとみななければならない。「われわれの立場は、以前と同じである」ということは、領土問題の棚上げをねらっているのであろうが、若い世代に何という重荷を置き去りにするものであろうか!? エリザベータさんは、「独立新聞」も「事実と論拠」紙も、領土問題を国際司法裁へ付託する提案や記事を掲載することは考えないだろうと予測する。

きょうも夜遅くまで、彼女は日記の翻訳を手伝ってくれた。またここに宿泊する。

1997年8月21日(木)〔真実は“議論のなかで誕生する”〕

エリザベータさんの家を出てから、たばこを吸いたいとおもったが、近くの公園といえども、周囲の交通量が多くて、ここに休む気が起こらない。

モスクワ大学のキャンパスは広く、緑も多い。同大には美しいモミの並木道があり、このベンチのところで老人が休息しているのが枝間からみえた。

わたしは彼のそばにすわって、タバコをすった。老人は赤ん坊をかご車のなかにいれてあやしている。孫であろう。

「赤ちゃんは3カ月かね」とわたしはきいた。「5カ月だ」と彼は答える。どうも、ロシアの赤ん坊も、日本より成長が早いようにみえる。

「モスクワ大学に日本の東海大が寄贈した野球場があるはずだが、あれかね」と多くの座席がみえるところを指さして彼にきいた。彼はたいくつききっていたためか、いろいろ話しかける。で、わたしは彼にいった。

「ところで、あなたは、日本とロシアが、領土問題で争っていることを知っていますか？」

「島のことかね？」という。

総論賛成、各論反対

彼は日口間で妥協が必要だというので、また司法的解決は一つの公正な妥協形態なので、ひょっとしたら国際司法裁の判決を打開策にする構想に賛成かなと期待したが、結局、残念ながらそれには賛成しない。米国の圧力があるかもしれないからだという。彼は、およそ国連の行動にあまり信頼していなかった。結局、彼は政治的妥協がよいというのであるが、これはまったく見通しがないのである。

午後からは、モスクワ大学のオーリャさんが、わたしの日記の翻訳を手伝った。彼女は、背たけが高く、茶色の髪をしている。

「休憩しよう」と作業の途中、わたしは彼女にいい、窓ぎわにいきタバコをすいながら、

「ところでオーリャさんは日本とロシア間の最初の条約は、何年にむすばれた

か知っているかね」と彼女に質問した。彼女は条約はいえない。しかし、「19世紀でしょう」という、まあ、それはそうだ。それから、わたしが例の構想について彼女に説明し、彼女の賛否をきいたら、逆に彼女がわたしに質問する。

「どうして金子先生は、そのような構想を提示するのですか？」

そこでまた説明し、彼女に賛否をきいた。

「**理論的には賛成**だわ。でも、実際は、両国が裁判所に問題の解決をまかせるということはないとおもうの」と答える。

とにかく、彼女も賛成してくれて、とてもうれしかった。というのは、もし彼女が反対なら、若いロシアの世代のなかで、彼女が第一番目の反対者になただろうから。

「でも実際は、両国が問題の解決をまかせることはないとおもうの」という彼女の予測については、どちらかといえば、そうかもしれない。しかし、絶対にありえないともいえないのだ。たとえば、両国の世論で70%ほど国際司法裁判所に付託する構想が支持されていることが判明したとしよう。そのとき、日ロ両政府は、どのような態度をとるであろうか。いくつかの選択肢を考えるであろう。

1) 自分たちが外交交渉で解決できなく、この経路の無能力がますます国民に明らかになっており、また国際裁判を利用せよとの世論が高まっているので、やはり妥協が必要だ。相手国からも妥協をひきだす。そして日ロ平和条約を締結する。

2) 70%ほどまで世論が高まってきたからには、これを無視するわけにもいかない。国民が、国連国際司法裁判所による法的争点の解決がより中立的、公正かつ合理的だと判断するのなら、政治家や政府の重責も軽減するから、この選択肢を選ぼう。

3) なにがなんでも、絶対に譲歩しない。80%になろうが、99%になろうが、国際司法裁への付託なんか問題外だ。(これは、両国の世論から強い非難をあげるであろう)

結局、1、2、3の順番で、その可能性が高いようにみえるが、政治は計測

不可能な部分があり、断言することはできない。

注意すべきは、日ロ両国民の多くが、譲歩すべきでないと考えているとしても、このことは、法的問題を国際司法裁判所に付託したほうがよいと考える人が少ない、ということの意味しないであろう。いままでのを集計すると、

賛成 15、反対 8、わからない 2 {60%賛成}

であり、賛成が反対の2倍ほどなのである。

日ロ両外務省、あるいは日ロ両国の新聞社が、公表するこの日記を最後まで読んで、たとえば、60%の数字におどろくかもしれない。賢明な新聞社ほど、これについての両国の世論調査をはじめであろう。日記の翻訳を手伝ってくれたオーリャさんが帰ったあと、まただれかの意見をききたいとおもった。

1階でタイプライターの修理をしていた**守衛**に近づいた。肘掛椅子に、身動きしない子猫がいる。

「この子猫は人をかまないかね？」

「かまないよ」

「ところで、あなたに質問がありますが、これは「はい」か「いいえ」のどちらかで答えていただければよい問題なのです」

「どんな？」と興味深そうにわたしの顔をみた。

「どんなだって？」とってから、おもわずわたしはふきだすように笑ってしまった。これは、あまりにも唐突な質問であるし、彼の笑顔にもかかわらず、問題の内容があまりにも唐突な割に、答えは、「はい」か「いいえ」かの簡単な一言でよいからである。それに大声で笑ってしまったのは、彼がわたしの質問に答えることを快諾したのが、うれしかったためかもしれない。60代とおもわれるこの守衛にいった。

「わたしは日本人です」

「オレはそうおもっていた」と彼は答える。それから、彼に例の構想を説明し、回答を求めたら、彼もロシアの状況がどうか、ああとかいいだし、結局、「ウォッカを飲んで仲良くしたら解決する」という。まあ、彼も典型的なロシア人のひとりかもしれない。

「結局、この構想に賛成ですか」ときいた。

「その点は、オレは反対だよ」とこんどはまじめに答え、

「結局、仲良くしていけば、どうにか解決するんじゃないか」

「まあ、それはそうだね」と彼に調子を合わせ、

「それじゃ、ウォッカで解決しよう」と冗談をいって別れた。

きょうも夜1時まで、エリザベータさんが、翻訳を手伝ってくれた。また、若い世代の高い支持の可能性について彼女と議論した。若い世代は、第2次世界戦争とか、その後の経過などは、あまりよく知らないから、古い世代より支持率が高いのだと、若い世代を批判するようなことをいう。わたしは彼女に反対した。

恣意的な判断とそれにもとづく一方的な行為が許容される無法な国際社会を認めるのでなく、国際社会では国際法が支配する法治社会が必要だ。わたしは、日ロの領土問題では、むしろ古い世代のほうが、より保守的、利己的で無責任すぎるとおもうと率直にいった。

彼女は、すこしムツとしたにちがいない。それから、また若い世代は、戦争の禍根の重荷を負う責任がないとか、どうして21世紀の門出に雨をふらせるのだとかの議論が続いた。

“翻訳”はこうして進む。彼女はこれには賛成。彼女はいった；

「ロシアの格言がいうように、真実は“議論のなかで誕生する”のよ」

1997年8月22日(金)〔グループ共同作業計画〕

朝、鏡をみたら、光線の関係からか、私の顎が少し2重にみえた。こんなはずではなかったのに……

朝食後は国際司法裁提訴のための「日ロ学者、政治家、青年グループ」の組織をどうするのかについて考え、それを文書化する作業に入った。その案文を私がロシア語でいい、エリザベータさんがそれを正確なロシア語で書いてくれる。彼女の作業は早く、とても有能だ。

一応のロシア語で、わたしがエリザベータさんにいていたとき、彼女は、

このグループに‘長’がいなく、会合もないことを不思議がったので、わたしは彼女にいった。

「エリザベータさん、考えてください。もう 20 世紀も終わろうとしているのです。時間との戦争だ。原子爆弾のミサイルがとんでくるとき、机にすわって、‘この字句をこう修正したらいい’だとか、‘だれが議長になる’とか、長々と議論していただけるだろうか。このようなときには、最大の機能性と最大効果を求めなければならないのです」といった。彼女もこのようなことを理解したようであった。

8 月 24 日(土)〔モスクワ市民に意識調査〕

きょうは快晴。レフさんとエリザベータさんは、彼らの別荘にいかないかとわたしを誘うが、モスクワ滞在が数日しか残っておらず、モスクワ大学の学生たちと仕事がやれそうと思ったので、同大の寮に帰った。本館の一階に、3 日前に話した守衛と別の守衛がいた。〈よし、今度は彼と話してみよう〉と思い、唐突ではあるが、すぐ裁判所への提訴の本題について説明し、彼の賛否を聞いた。

3 日前の守衛と同じく、彼も 60 代に属するであろうか。やはり彼もロシアの国内には問題が山積していることをいう。わたしは、少しじれったさそうに彼に質問した。

「それはわかった。しかし、それなら、2005 年でも 2010 年でも、ロシアの重要な国内問題が解決したと仮定しよう。さらにそれでも日ロ両国政府は、〈これは、自国領だ〉と 10 年も 20 年も争ったとする。こんなのは、子どものケンカと似ていないか」とわたしは力んだ。

「それはそうだ」と守衛は答えた。思わず自分の感情がまた露出してしまった。無造作にわたしが話しかけた、ロシア人の 27 人のうち 60%ほどが国際司法裁解決に賛成している。わたしは今日の対面者に最終的回答を求めた。

「このように、国内問題解決後も、両国が争い続けているばあい、あなたは国連司法裁で、まず領土問題の法的争点を解決してもらい、そして平和条約を締

結するという構想に賛成ですか」

「その場合には、**それで仕方ないだろうね**」と答える。わたしはうれしかった。くよし、これからの質問は2段階方式でやろう。2005年と限定すると、特に年輩や老人のなかには反対する人がいる」とおもった。

こんどは街中で、この「2段階方式」の質問をためしてみよう。これなら、より客観的にロシアの法治意識をつかめる。

山之内さんが、クレムリン周辺も変容したから、そこに暇があるならいってみたらといていたので、まずそこに行くことにした。ここにきてみたら、確かにそうだ。まず近くの駅の出口におりたら、以前はゴーリキー通りといわれていたメインストリートのトヴェールスカヤ通りの出発点には、「SANYO」とか「PANASONIC Technics」とかのでかい宣伝がみえる。レーニン博物館のところにきたら、年輩の男性たちが、興奮しながら議論している。

「なにを議論しているんですか」と周辺にいる老人にきいたら、

「マルクス・レーニン主義についてだ」といい、「ジャングルの弱肉強食(Джунгли)、これが資本主義だ。君は、どう思うかね。弱者がふみにじられる」と不満をぶちまける。ポリショイ劇場のみえるレーニン駅のほうに近ずいたら、駅の入り口のところにはスターリンの写真をはったプラカードをもった初老の男性が立っており、ここでも人びとが議論している。

この付近で、1989年頃、ひそひそと共産主義についてわたしに打ち明けた人をおもいだす。それから、赤の広場にはいっていく。人、人の流れ。ここで領土問題の話をする気がわかない。「万国労働者よ、団結せよ」とマルクス像のある小公園にきたら、ベンチに休んでいる人がいる。空いているいるところにすわったら、**左の女性**は、文字を空白に入れるクイズを遊んでいる。ちょうど彼女は暇つぶしをしているのだから、質問してもかまわないだろう。

「すみませんが、個人的な質問でなく、社会的質問があるのですが、よろしいでしょうか？」

わたしは、〈社会的質問〉という表現におかしさを感じてたので、笑い顔になった。彼女は、自分の友だちと話していたときにはリラックスしていたのである

が、わたしをみて、まじめな生徒のようになっていう。

「どのような質問ですか」

わたしは、少し説明した。彼女は次のようにいう。

「それなら、いまにでも、国際司法裁判所を利用したほうがいいのではないで
しょうか」

なんということであろう！ これは、実をいえば、わたしの気持ちとぴったり
りだ。

「わたしもそう考えているんだ。で、あなたは、生徒ですか、大学生ですか」

「大学生です」

彼女との会話を日記に書いているとき、こんどは右隣りに初老の夫婦がす
わった。バス停がすぐ手前にあり、ここは、絶好の対話の場である。こんどこ
の夫婦にきいてみたら、夫のほうは開口いちばん

「それは、わが国の領土だ。日本と領土問題はない」と、両手をふって答える。
わたしはしばらく間をおいて、そしてふたたび質問した。

「それでは、あなたは、国際司法裁判所に問題を付託することには賛成ですか」

「問題がないのだから、その必要はない」と笑顔もみせずいう。わたしのほう
もなかったが……

そのとき、3時半頃であるが、手前の道路で、車の接触事故が突発し、一方
の車輪がはずれ、道路をころがっていた。一方から2人、他方の車から2人が
あらわれ、何か争っている。わたしは、北方4島の争いに似たものを感じた。
この場合、一方的な主張がそのまま認められるわけでもなし、事故当事者らは、
示談で解決できなければ、しかるべき当局に行くであろう。

ベンチにすわっているわたしの隣人は何もわたしに話しかけなかった。わた
しもここにいてもしょうがないので、今度は地下の通路をとおって、むこうの
ポリショイ劇場の手前に休んでいる人びと話してみようとおもった。地下の通
路のところに立ち、女性が小さなエレクトロンをひいている。通行人はほとん
どお金を入れなくて通り過ぎていくので、5分ほどおじゃましていいかときき、
少しお金を入れ、それから、彼女に「金子案」をみせて、唐突であるが、それ

を質問した。彼女は、結局、この案に賛成した。

またポリショイ劇場の前に来て、こんどは噴水のまわりのベンチにすわっているひとりの若者を見つける。彼はワレーリーとって、28歳の医師であるという。彼にわたしの構想を説明し、回答を求めたら、おどろいたことに、

「両国は、もっと早く、国際司法裁判に問題を付託すべきではなかったのか」という。こういったロシア人は、彼が初めてだ。

1997年8月25日(月)〔ここは国営放送なので〕

午後はノボクズネツカヤ駅の近くにあるピャートニツカヤ通りの25号館に行くことになっていた。ここにはモスクワ放送の日本向け部門があり、ここでわたしがロシア語で出版した日記と領土問題について、山之内重美さんからインタビューを受ける予定になっていたからである。

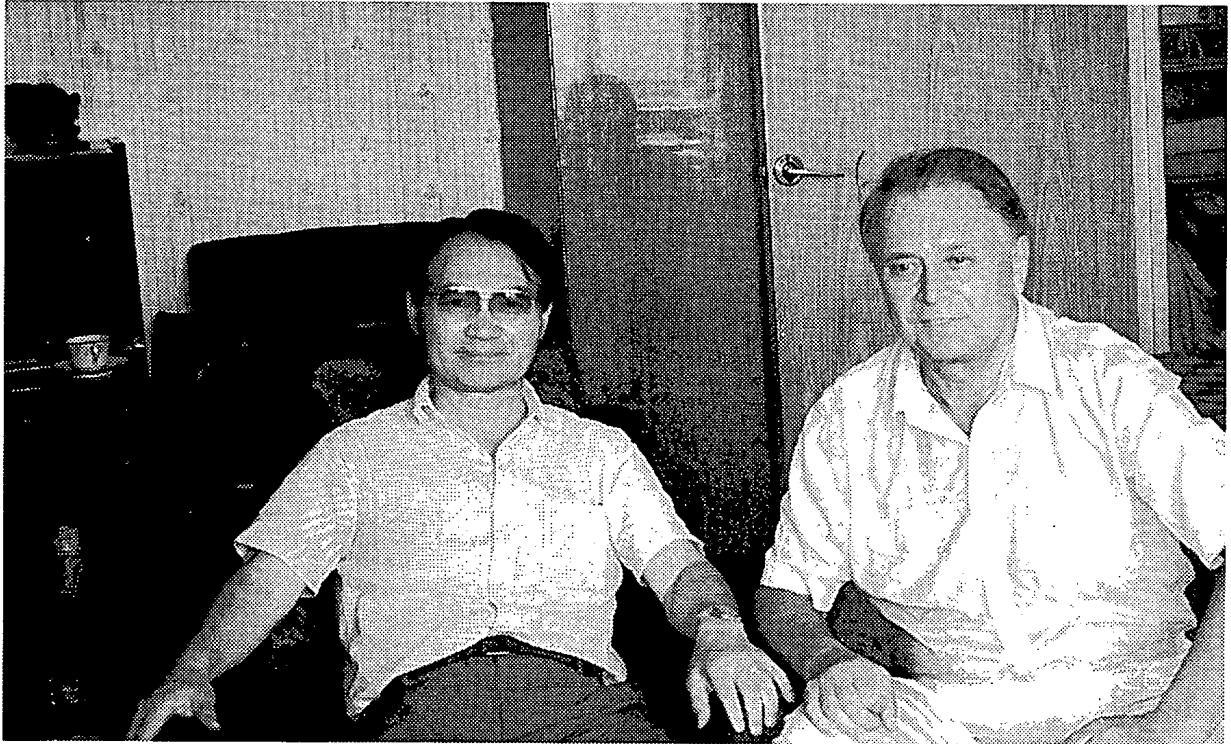
ピャートニツカヤ通りには、まったく別系統の「25号館」が2つあることにおどろく。なんの理由があって、いまどき人をまぎらわすような住所配置をするのであろうか。まよいながら放送局がある奥の方の「25号館」にたどりつく。

最初、日本部門の責任者のレービンさんに案内された。1989年には、日本のロシア人のホームステイについて、彼からインタビューを受けたことがあり、9年ぶりの再会。インタビューの打ち合わせのとき、彼にいった。

「この日記の本と領土問題の2点をお話したいのですが」といって、例の構想については、いまのところ3人のロシアの学者が共同声明に名をつらねる用意を表明し、またこの構想に賛同する人は27名、反対は10名であるといった。しかし、レービンさんは、領土問題はここの放送局では差し控えてほしいと希望し、「ここは国営放送なので」という。

しかたない。結局、領土問題の実体にふれないで、日記の出版についてだけ話すことになった。すなわち、ロシアにおける日本人教師による日本語教育と北海道シベリア文化会館の設立についてだけである。エリザベータさんの家にいったら、ロシア外務省から回答があったと彼女がいう。共同宣言は、注意深く研究されるだろうとのことである。

1997年8月26日(火)〔チェレフコ博士、船頭多くして船山に上る〕



筆者（左）と司法的解決論者の筆頭格のチェレフコ博士（右）

チェレフコさんに彼の自宅で会う。名刺を見ると、彼は国連の国際情報化アカデミーに所属し、国連通信員で、ロシア・アカデミー会員、歴史学博士である。

また彼は日本語を話せ、それに緑茶をつくってくれたのでほっとした。彼に共同声明案をみせた。博士は、この文書にすこしコメントしたが、基本的に賛成した。実質的なコメントは、「共同グループの成員は、少数精鋭でよいということ。「船頭多くして船山に上る」と諺を引用した。

博士には、北方領土問題にかんするいくつかの論文と著書があり、また貴重な資料もたくさんもっていた。

8月27日(水)〔責任のない世代が不快な目に〕

筆者は、この日記をロシア語でも出版したいと思い、トーリャさんに翻訳の一部をお願いしておいた。その完成原稿を受けとるため、夕方6時、彼と会っ

た。前回会ったときと同じように、わたしは笑顔で話しているのに、彼の表情は沈着な表情である。

「で、完成原稿を見せてくれない？」といった。おどろいたことに、彼は答える。

「わたしは先生にお渡しすることができません」

「どうして」

「まだコンピューターに打ってないの？」というと、

「先生、じつは、政治にかかわりたくないんです」

わたしはひじょうにびっくりしたが、彼に不愉快な思いをさせないため、わたしはそれを表情にあらわさないようにつとめた。なんということであろう。最初、彼と一緒に数時間も一緒にすわっていろいろ説明してやり、その完成原稿ができたのに、(といっても公表するには、いろいろ修正しなければならないのだが) それを渡さないというのだ。

彼は、完成原稿を渡す代わりに、前もって支払っていたバイト料をわたしに返した。自由意志で約束した仕事を中断し、完成品を渡さない彼に渡せといえるだろうか。しょうがない。日本に帰ってから、それをやればいい。2重の仕事にはなるが……あきらめながら彼にいった。

「そう、各人には各人の立場があり、わたしはトーリャさんの立場を尊重します」と答えた。彼はわたしと個人的なことで、何も不愉快な思いを受けていないはずだ。とすれば、この領土問題にほんとうにかかわりたくないか、あるいは過去に政治的なことで、いやな目にあったか、あるいは近しい人または上司が翻訳に反対したのか。

彼がバイトを中断し、彼の手元にある完成原稿を渡さなかったことも不愉快であったが、わたしは領土問題に責任のないわれわれ2人のあいだに、このような心理的な障害があらわれたことが悲しかった。ロシア人の友人を1人失ったように感じた。

わたしは、べつに係争諸島が日本領だといったわけではない。これらの諸島が日本領だと主張するならば、そのような日本人は、少なからずのロシアの友

人を失うかもしれないし、逆にロシア人も、これが絶対ロシア領だというと、それだけ日本人の友人をもたないであろう。別れぎわ、わたしは彼に「おずおずした桜の芽」という、ロシア語で書かれたわたしの日記をプレゼントした。

モスクワの最終日は、エリザベータのところに宿泊することにした。彼女はタクシーにわたしが乗ることをすすめなかった。駅から4つの荷物を運び、どうにか彼女の住居にたどり着く。

「トーリャさんから電話があり、何か資料を持ってくるみたいよ」とエリザベータさんがいう。トーリャさんは、帰りぎわに、わたしのロシア語の本を読んで、政治以外の多方面の活躍と心情を知り、そして気が変わったのであろうか。彼は夜11時頃、エリザベータさんのところにあらわれた。そしていう。

「先生、すみませんでした。わたしは完成原稿を渡します」といってコンピューターできれいに打たれた原稿を手渡し、通訳や翻訳に携わる人はそれに主観や感情を入れずにその仕事をしなければならないという。彼がそのような仕事の心構えをわかっていたことに安心したと同時に、何よりも彼がわたしに会いに来たことがうれしかった。わたしはエリザベータの面前でいった。

「エリザベータさん、みてください。ほくもトーリャさんも第2次世界大戦の結果に責任がないが、それでもこんなことがあるのです」

夜の11時半ころ、彼は暗闇の廊下にて別れを告げた。わたしは彼をかわいそうだと感じた。20世紀末や21世紀にはいっても、領土問題で若い世代は、不快な目にあう。わたしにも彼らにも、責任がないのに……。

4 札 幌

1997年9月29日 札幌大学でのアンケート

モスクワから成田に到着、少し東京で勉強してから、札幌に帰る。

学生たちも、日焼けしていた。彼らが司法的解決をどのように考えているかは、きわめて興味深い。わたしが、きょうロシア語学科の学生たち45名に領土

問題の司法的解決について講義し、そのごにアンケートをとったところ、73%が賛成した。

ところで、札幌で筆者を落胆させたのは、東京でも、札幌でも、わたしが話した学者や政治家は、どちらかといえば、司法的解決に消極的であったことであり、そのなかには、このような構想が危険性さえ宿している、という人さえいたということである。

5 根 室

1997年10月8日(水)遠くまで

なんと遠くまできたことであろう。湖と白樺。夕方、わたしは北海道の東にある阿寒湖のユース・ホテルに、札幌大学で教鞭をとっているジダーノフ先生と彼の娘アリョーナ、家内の明子、それに愛犬のチャイコフスキーと一緒にきていた。

1997年10月9日(木)根室のロシア人

阿寒のユース・ホステルを出発してから、摩周湖、屈斜路湖をみて、斜里(シャリ)にでる。オホーツク海が目前に広がっている。

波が高かったが、ジダーノフ先生は初めてみるオホーツク海に喜び、娘のアリョーナに「泳いでもよいだろう」というが、彼女が良いとはいわない。

「どうして泳いで悪いんだ」と父親がいうので、娘は困惑している。

宇登呂(ウトロ)から知床峠を登る。中腹の紅葉のパノラマと羅臼(ラウス)のみならず、曇天の日本海側と青空の多い太平洋側の対照がおもしろい。

峠を越えると雲が、太平洋側で消えるような感じだ。峠の頂上付近には、初雪がみられ、それに強風が日本海側から吹き上げ、頂上はとても寒い。

「あれが国後島だよ」とわたしは、オホーツク海に細長に横たわっている島を指さしてジダーノフ先生にいった。

「わあ、あんなにロシアの島に近いなんて」とアリョーナがいったとき、父親

は、「あれは係争の島だ」と自国の島か日本の島か、聞く人には判然としないようにいう。

根室の駅に着いたが、閑散として人の姿をみかけない。駅前の広場をキツネが横切っていくのがみえた。北海道の東端には、まだまだ自然がたくさん残っているのだ。

ロシア人のくる居酒屋にはいった。そうこうするうちに、ジダーノフ先生がロシア人たちと話しはじめ、彼らにウォッカを勧めた。彼らは船員であり、荒天のため、少し陸で休んでいるのだという。ジダーノフ先生は、彼らにわたしを紹介した。船員4人のなかでは、メガネをかけたパーヴロヴィチさんだけが、日本語が少しわかる。彼らの酒の味を少し悪くするかもしれないことをおもいながらも、領土問題の解決が半世紀以上も長びいたことを説明し、パーヴロヴィチさんに領土問題の法的争点を国際司法裁判所に付託することはどうかときいた。彼は一言で言う。

「わたしは賛成だ」

わたしはうれしかった。つぎに背の高いメガネなしのロシア人にきいたら、彼は自分は北方4島の出身者でないので、判断できないという。

1997年10月10日(金)声高だが、どうも論理が

12時に市内のグランドホテルについたら、ジダーノフ先生のゼミ生であった井平君がわれわれを待っていた。ビザなし渡航一団は、すでに釧路方面に出発したとのことで、残念にも、彼らロシア人と話し合う機会がなかった。

井平君がわれわれ4人を根室半島に案内してくれた。半島の岬まで数カ所に「返せ！ 北方領土」のプラカードがみえる。半島の最先端の岬には、「北方館」があり、晴天のきょうは、ここからは望遠鏡で灯台がたっている貝殻島や水晶島などが青海原のうえにみえる。望遠鏡の利用は、いまは無料であるという。

特殊法人の北方領土問題対策協会のパンフレットによれば、この「北方館」は、1980年に「一日も早い北方領土の返還をめざすために開設」されたという。テープの音声による説明が、北方館の2階に流れる：「不法に占拠されている北

方4島は……」

同協会の別のパンフレットには、「日本は千島列島を放棄しましたが、日本が放棄した千島列島とは、ウルップ島より北の島のことで、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島はその中に含まれていません」と記され、このパンフのマンガでは、「だから日本人は堂々と返還を主張していいんだよ」と教師が生徒にいつている。

サンフランシスコ講和条約をむすんだ当時、わが国政府は、国後と択捉は日本側が放棄したものであり、ソ連の占有も不法でないとの立場であったが…

「これは何だい」とジダーノフ先生は、運動の署名を求める用紙をみて、わたしに質問する。説明したら、彼は署名する用意があった。

「これが氏名、これが住所の欄」と説明したら、

「これだけかい？」という。

「そう」

「わたしは、無条件で返還するという意見ではないんだ。意見を書くことはできないの？」

「この欄しかないんだから」とわたしがいうと、彼は一階の受付の女性に近づき、

「自分の意見を付け加えることはできないのですか？」という。

「申しわけございません。それはできないのです」と丁寧に断る。ジダーノフ先生は結局、署名しなかった。わたしも署名しなかった。同じく、ロシアの団体が、4島すべてについて日本と妥協すべきでない、との立場の文書に署名を求められたにしても、わたしは署名をしないが……。

1997年10月11日(土)根室のダイヤモンド

隣人の猿渡(さるわたり)さんにお土産を買うため酒屋さんに寄ったら、その立看板もロシア語で宣伝されている。このようにロシア語看板がでている店は、いまでは市内に20ほどあるという。

朝9時半に、根室市役所で国際交流課の課長である小形峰雄(おがたみねお)

さんと会う。客室には、きょうの座談者である市川さんと岩田さんが待っていた。

その他、NHKの札幌放送局からは坊 恵一さん、同じくNHKの釧路放送局の記者・渡辺常唱さんが取材にきた。

座談会は、小形さんが領土問題をめぐる根室市の一般的情况を説明することからはじまった。わたしは、窓からみえる市役所前の街や空をときどきみながら、課長の説明をきいた。

課長の説明は、1時間以上にもおよんだので、これが終わって質問するまえに休憩を申し入れた。タバコを記者と一緒にすった。休憩時間に話題はきょう報道された北方領土の大統領直轄領化におよんだ。これは、ロシア側の主権強化にむすびつく可能性もあるので、わが国の外務省は、この方向には否定的に反応するであろう。

それから、返還運動を地元でおこなっている市川さんと岩田さんのお話をきいた。わたしは、領土問題を国際司法裁判所に付託することを提案する人が根室にいないかをきいた。そしたら驚いたことに、

「かつてわたし自身このことを提案したことがあります」と市川清寿さんはいう。市川さんによれば、「しかし、国際裁判で領土問題が解決された例がないとのことで反対されました」とのことである。

わたしは根室でこのような市川さんを見つけたことがうれしかったが、同時に「例がない」とのこと、その構想を促進していないことに驚いた。

「市川さん、例は今世紀中だけのものでも、少なくとも30以上あるのです」と言って、30ほどの事例のリストを彼にみせた。[そのときは、それだけしかしかなかったが、前に書いたように、そのご50以上もあることがわかった]

それから、わたしが話す番になった。わたしは、今年のロシア滞在中の調査結果や札幌大学でのアンケート調査などを報告しながら、だいたいつぎのように入った。

外交交渉で問題が早期に解決されることを切望しているが、もしクラスノヤルスクの首脳会議でも領土問題が「長期的視野」とか「次世代」で解決される

とか、依然として見通しが明確でない場合には、外交交渉のほかに国際司法裁判所の利用をも視野に入れるべきだ。

市川さんが、このような方針に賛成していただいたのはもちろんであるが、岩田さんにも、小形さんにも、個人的意見ではあるが、賛成してくれた。元島民が、もはやしびれをきらしている一端がうかがえる。

この夜は、「四島の家」というおもしろい宿屋にとまる。

1997年10月12日(日)民宿「四島の家」

民宿の「四島の家」を出発したのは、朝の11時頃であつたらうか。ここの主人の臼田さんの奥さんは、家内とわたしを玄関先まで見送ってくれた。

わたしたちは、釧路をめざして、こんどは西進する。霧多布（きりたっぶ）には、いとこの渡部昭二さんが住んでおり、彼のところに立寄ってから札幌に帰る。

IV 無関心、回避、傍観、ためらい、決断

年あらたまり、もう 1998 年になってしまった。いらだちがつのる。

1 ロシアの学者たちのためらい

1998 年 2 月 9 日(月)〔ロシアの学者にためらい〕

ミハイロフ博士から、きょうファクスをうけとる。「おずおずした桜の芽」(РОБКИЕ ПОБЕГИ САКУРЫ)というわたしの日記が、ウラジオストクに入荷し、「あなたの日記を読んだ人はみな、深い印象を受けたといたします」と書いている。日記には、ウラジオストクのことを、20 頁以上も書かれていることにもよるであろう。領土問題については、ミハイロフ博士は、つぎのむねのべている。

おもうに、国際司法裁判所で弁論することは、口日間の論争を解決する最善の方法でありましょう。しかし、わたしの知るかぎり、この構想は、ロシアでは好評ではありません。いまロシアと日本の公式の代表が、モスクワで将来の口日平和条約の内容を議論しています。これらの交渉結果をみましょう。(太字にしたのは、金子)。わたしが知っているのは、ただブリシェンコ、ルカーシクおよびチェレフコ氏が、国際裁判所で、千島列島の将来を審理する構想を支持している、ということであります。……(中略)……

わたしの考えでは、ロシアと日本政府の双方とも、これらの係争諸島にたいするいかなる説得力のある論拠をももっておりません。それゆえ、彼らは、国際司法裁判所にふすることをおそれているのです。議員(ロシアと日本の)にかんしていえば、彼らは国際法をなにも理解しておらず、法の支配という立場からでなく、感情と〇〇を〇〇しているのです。(太字と

○印は金子による)

○の部分を読まなかったことについて、読者のお許しをこう。もし訳出したら、政治家は、その実に痛いところをつかれて、まさに感情的になり、むきになってそれを否定するだろうから。しかし、博士の手紙問題の核心をついている。

ただ、ミハイロフ博士が、安全な防波堤の建設に消極的なことだ。懸念されるおそろべき現象は、日中平和条約のように、領土問題が解決されないまま平和条約が締結され、半永久的に領土問題が解決されないことである。

1998年2月20日(金)〔モスクワの学者たちへの手紙〕

わたしは、せめてモスクワの学者だけでも、世界あるいは東アジアを大局的にみ、かつまた実行力のともなった協力を期待しつつ、つぎのような20日付の手紙を彼らに送った。

拝啓

わたしは、ミハイロフ・ワレンチン・ステパノヴィチ氏から、イーメールを受け取りました。わたしは、みなさまモスクワの学者が、依然として係争問題を国際司法裁判に付託する構想を支持していることをうれしくおもっております…… (中略) ……

われわれの共同宣言〔前掲、1998年10月6日の日ロ民間共同宣言〕について、わたしの構想と願いを申しあげたいとおもいます。

1. みなさまが受けとった共同宣言の本文は、ロシア側の意見を考慮して作成されたものであり、それゆえ、日本側が希望したいのは、この共同宣言を最終的なものとし、両国の政府に提出したい、ということです。

ロシア側のメンバーは、ご自分の個別意見を共同宣言のなかで表明してもかまいません。少し日本側が一方向的に基本文書を作成したことをお許しください。まったくわずかの時間しか、残されていないのです。

2. もしモスクワの4人の学者のうち、宣言の本文に賛成しないばあい、そ

れにかわって、だれか別の人が、われわれ発起人グループに加わることに反対しません。いずれにしても、ロシア側が、3人以下にならないことが望ましいです……（以下省略）……

1998年3月27日（金）〔チェレフコ博士からの返書〕

モスクワのチェレフコ博士から、手紙がとどいた。しかし、それによれば、残念ながら、彼とルカーシク・アカデミー会員は、共同宣言案を検討したが、ふたりの見解は、もし両国政府が領土の画定について合意できないとき、共同宣言に調印することが目的にかなっていない、とのことである。手紙には、国際法大学のブリシェンコ学長が、共同宣言に連名するかどうかは書かれていない。

1998年4月30日（木）〔ミハイロフ博士からの返書〕

わたしのゼミ生であった手島展代（てしま・のぶよ）さんは、昨年の秋から、ウラジオストク国立経済サーヴィス大学で日本語を教えはじめた。彼女の友達の加藤恭子さんは、連休を利用してウラジオに旅行し、彼女にあって、きょう札幌にかえるや、さっそくわたしに電話し、うれしい便りをしらせてくれた。彼女は、ミハイロフ博士からの手紙をもってきており、ついに博士が署名に賛成したみたいという。

「とてもうれしいね。おい、おい、読んでくれ」

彼女が、読みづらい手紙のロシア語を読んでいるのがきこえる。結局、2名の署名者（たぶん博士をふくんで）を集めたので、共同宣言をモスクワにおくという。だれが、モスクワで賛同してくれるだろうか。

それにしても、なにが博士の心境をかえたのであろうか？ おそらく、それは、結局、じぶんが立ち上がらなければ、だれもが消極的なままとどまっていることもありえ、そのうち事態が、21世紀にはいっても、依然として改善されず、解決が遠のくこともありうるとの考えが、チラッと頭にうかんだのだろうか。そう、そういうことも、ありうる。事態は、じぶんの好むように、いつも展開するとはかぎらない。

わたしの目には、博士のすがたが、20世紀から21世紀にわたろうとする現代版のドン・キホーテのようにも映った。おじいさんの使ったヤリは、二階の屋根裏部屋にあり、そこからほこりのかぶったヤリをとりだし、やせ馬にまたがり、従者のサンチョ・パンサをしたがえ、敵とおぼしき風車にたちむかうのである！ じっさい、博士は、ロケットのような牽引力になっているのである。

2 苫小牧市での講演

1998年5月26日(火)〔苫小牧市での講演、アンケート結果〕

午後4時すぎ、札幌駅から特急で、南の苫小牧市の公民館にむかった。気分は爽快。この時期になると、北海道では、まっぴらとばかり、ライラックやその他の花々が満開になる。車窓からは、北海道の雄大な自然が展開する。気持ちが良いのは、きょう快晴であることだけでない。1週間まえに苫小牧市でおこなわれた予備的アンケート調査は、この公開講座の参加者のほとんどが、北方領土問題の国際司法裁判所への付託に賛成していたからである。それだけに、この港町の住民は、わたしには身近な存在のように感ずる。

この公開講座は、苫小牧市と札幌大学の共催で、先週と先々週、すでに2回おこなわれており、わたしのが3回目。6時半に、講演がはじまった。出席者は20名の一般市民。わたしは、開口一番つぎのようにいった：

さきほどいただいた浜ふうの弁当もおいしいでしたが、なによりうれしいのは、みなさんがほぼ全員、外交交渉で解決不能のばあいの国際司法裁判所への問題付託に賛成したことであります。みなさんの良識は、すばらしいものです。このような、しかも、これほど高率の調査は報告されていないので、おそらく、これはひじょうに興味深い資料と事実として、少なくとも歴史の脚注に残っていくでしょう。

それから、北方領土問題で、対立する法的見解を説明し、さらにつぎのむね

のべた：

これらの意見が一致するという事は、まず考えられない。国際判例の判決線を見るならば、紛争当事国が、双方とももっともらしい理屈をのべてはいるが、たがいに判決線をこえて相手国の領域を自国領と要求していることが判明するばあいはまれでない。

もはや国際法上の水掛け論争には、終止符がうたれなければならない。日ロ両国が政治的に妥協して、20世紀中に領土問題の解決にめどをつける必要がある。しかしながら、どうしても解決できない法的争点が残るときは、国際司法裁判所にその解決をまかせるべきである。

講演直後に、またアンケート調査をおこなった。回答者は出席全員の20名、その調査結果は、重要な問2と問3については、つぎのようである。注：（ ）内は、回答者の%

領土問題と日ロ平和条約にかんするアンケート

質問2. 係争諸島のどの島がどの国に帰属しようとも、平和地帯（非武装化地帯）するとの合意にたつすべきである、との考えかたについて。

90% イ. 賛成。これは、交渉の全段階で合意にたつすることが望ましい。交渉促進要因。

10% ロ. 賛成。これは、平和条約締結後に話し合ってもよい。平和交渉を複雑にする。

0% ハ. 反対。日ロ両国みずから、軍事力を弱化させる必要がない。

0% ニ. 反対。技術的、時期的、あるいはその他の理由から。

質問3. 外交交渉で解決できないばあい、法的争点については国連の国際司法裁判所で判断してもらい、それを勘案しながら、問題の核心を解決する方法をどう思うか。

20% イ. すでに過去にそうすべきであった。

- 25% ロ. 現在そうすべきである。
- 35% ハ. 今世紀中まだ未解決なら、2000年に国際司法裁判所に問題を付託すべき。
- 10% ニ. 2005年まで、領土問題が解決されないなら、2006年には国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきである。
- 10% ホ. 2010年まで、領土問題が解決されないなら、2011年には国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきである。
- 0% ヘ. 2020年まで、領土問題が解決されないなら、2021年には国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきである。
- 0% ト. 2030年、40年、50年になっても、交渉で帰属先を画定すべきである。

結局、講演後は、全員が国際司法裁判所の付託に賛成した(講演前のアンケートでは1名が反対)。これは、じつに意味深長である。このことは、もし日ロ両首脳が、国際司法裁判所への付託について、国民に理解を求めたばあい、いっそう多くの国民がその選択肢を支持し、より公正に領土問題が解決されることを含意している。

係争諸島を平和地帯化に全員賛成していることも、きわめて意義深い。日ロ両首脳は、このような国民的願望を実現するであろうか。いつ両国の報道機関は、このようなアンケート調査をおこなうであろうか。

3 ソルジェニツィン氏が4島返還論

1998年6月10日(水)〔ソルジェニツィン氏が4島返還すべしと主張〕

きょうの新聞によれば、ソルジェニツィン氏が、北方4島は日本に返還されるべきだと主張したという。さっそくこのことをジダーノフ先生につたえたら、モスクワ滞在中、彼に会ってみたらどうかという。ソルジェニツィン氏なら、われわれの常識的な構想を支持してくれそうな予感もするが……

世界市民裁判所設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

ことしの夏休み、またロシアにいき、あまり学者や政治家に限定せず、国民的な文化人にも呼びかけたほうがよいのかもしれない。そして、またあらたな状況を考慮しながら、われわれがいたいことを率直かつ具体的にいう第2次の補完的共同宣言を準備しよう。

1998年7月7日(火)〔数週間後に共同声明が札幌にとのファクス〕

きょうは、七夕。第2次宣言案文を推敲しているおり、ミハイロフ博士から、うれしいファクスを受けとる。数週間後に、モスクワからわたしのところに、共同声明が送られてくるであろう、と書かれている。

もしロシア側5名が、日本側の5名と連名する用意があるならば、まずはこの共同声明から発表しよう。

1998年7月15日(水)〔日ロ両国の司法的解決論者〕

だれが日本で、北方領土問題について、外交交渉と司法的解決の併用を主張しているであろうか。このようなばあい、コンピューターは、じつに便利である。図書館にいき、「北方領土」と「国際司法裁判所」というキーワードをうつ。すると、いろいろな記事がでてきて、わくわくする。しかし、結局、北海道新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞では、ロシア側からの提案にかんする記事が多く、きょう現在まで保存されている上記4紙発の情報によれば、わたし以外に、つぎの2名だけが主張しているにすぎないことがわかった。すなわち、

広瀬善男（寄稿）『北方領土は国際裁判で』（1989年3月24日、読売新聞）

中村喜和（共立女子大学教授）『国際司法裁判所に提訴する潮時だ』（1995年10月5日、北海道新聞）である。

そのほか、わたしが知っているのは、つぎのようなことである。

内野輝雄（千島連名引揚者代表、1967年9月2日の「日本参議院特別委員会北海道派遣調査団の報告書」。これは、「資料集成日本の領土と日ソ関係」、1986年、529頁にある。）

小谷秀二郎（京都産業大学教授、正論、1977年12月号）

日本側 (具体的氏名が不詳) 北海道新聞によれば、1960年代の終わりに、日本側からソ連にたいし、国際司法裁判所への付託を提案したが、ソ連側が拒否した経緯があるという。(1992年8月19日の北海道新聞)

日本外務省 ロシアの提訴の方針後、日本外務省筋は、1992年9月2日、「エリツィン大統領のいう「法と正義」による解決に日本も同意しているのだから、提訴されれば応ぜざるを得ないだろう」と応訴を示唆したという。(1992年9月3日の北海道新聞)

ロシア側の論陣には、どのような人たちがいるであろうか。前記の4紙によれば：

ウオリスキー産業企業同盟議長 (1992年9月12日の毎日新聞)

ペトロフ大統領府長官 (1992年9月12日の北海道新聞)

ポノマリョフ・民主ロシア議長 (1992年8月29日の北海道新聞)

ブルブリス・大統領訪日準備委員会委員長 (1992年8月8日)

コンドラショフ・イズベスチア政治評論員 (1992年8月15日、毎日新聞)

ロシア大統領府長官 (1992年9月12日の読売新聞)

クヤストルジェムブスキー・外務省情報局長 (1992年5月30日の北海道新聞)

サルキーソフ・ソ連東洋学研究所副所長 (1991年10月27日の読売新聞)

同氏・ソ連東洋学研究所の日本研究センター長 (1990年11月6日の北海道新聞)

コズイレフ・ロシア共和国外相 (1991年9月21日の読売新聞)

コジェヴニコフ博士・科学アカデミー極東支部所属 (1991年9月25日の北海道新聞)

世界経済国際関係研究所〔ワレリー・ザイツェフ日本経済部長〕 (同年6月1日、同紙)

きょう図書館からえた資料で、とくにおもしろかったのは、どちらの国が国際司法裁判所で勝つかの予想の記事である。

1998年8月3日(月)〔3名のロシア学者が署名〕

ミハイロフ博士から、ロシアの学者3名が署名している共同宣言を受けとった。これで、どうにか日ロ民間共同声明をいずれ発表する見通がついた。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

この共同宣言は、1998年10月6日に発表した「日ロ民間共同宣言」（前掲）の基礎となった文書である。われわれ署名者は、日ロ間の領土問題の解決が外交交渉で解決できないばあい、司法的に解決することを求めた。

しかしながら、そのような言質は、日ロ両国政府から一言もきかれず、われわれ日本側有志は、世界市民法廷を設立し、それによる法的判断をあおぐ方向に進んでいる。この経過については、いずれこのシリーズで紹介したいとおもう。